

訂正
禁秘抄
講義

下

特108

681



始



47108
681

禁秘抄講義下

關根正直謹述

(四十七)詔書 改元 改錢 敕令 及臨時大事爲詔書

謹んで按ずるに、公式令義解に「謂詔書勅旨同是綸言也、但臨時、大事爲詔書、事爲勅也」と見ゆ。則ち此の詔書を發せらるゝは、年號を改め給ふ時、通用貨を改鑄し給ふ時、又は大慶事大凶事によりて、天下に大赦を行はせ給ふ折など、かやうの大事に限る由なり。

上卿奉勅仰内記シテ令作詔書無内記之時辨草之、凡天下、大事、備辨草之、

「上卿」は當日勤番の公卿をいふ。名目抄注に、「其の日の上首の大中納言なり」とある是れなり。「内記」は中務省の役人なり。職員令中務省の條下に、大内記二人、掌

14. 10. 20
内交

造詔勅及御所ノ記録事と見えたり。此の御一節は、西宮記臨時、一に「詔書上卿奉勅仰内記令作、無内記令奏事、由可仰博士辨、とあるに據り給ひしなり。但し御注には、博士ノ辨を儒ノ辨とか、せ給へれど、同じことなり。抑々辨とは太政官の辨官の事にて、大中少各、左右あり。又別に中少辨の中、權官一人を加へて七人なる事、職原抄に見えたり。此の謂はゆる七辨の中に、紀傳道の博士などより、辨をかぬる事流例なり。

上卿令持内記奏之、入天子覽之書日返給、上卿著本座召中務輔若丞於軾下給之、不入省寫一通年號與輔一人加名、詔書式曰、別寫一通、印署送太政官

「書日」とは、謂はゆる御書日の事なるが、公式令中の詔書式、及び弘仁の大裡式によりて、其の御手續をいはんに、凡そ詔書を發せらるゝには、内記に命じて草案を作らしむる事、上の御文にて知られたり。扱其の案文可なる時は、其の年月の下に、日を宸署し給ふ。之を御書日と申す也。それより中務に送れば、中務卿念の爲に奏

聞す。かくて故障なければ、卿は之を傳宣するの義にて、宣の字を書し、大輔は奉の字を、少輔は行の字を、各、名の下に書し、それをば中務省にとりめて案控へなりとし、別に一通を寫して、太政官に送る。太政官は、又念のために、大納言を以て之を伺ふを、覆奏と申す。次項にか、せ給へる通り、其の度は、可の字を宸書し給ふ。之を御書可といふ。又これを太政官にとりめて案とし、別に數通を寫して天下に發表せらるゝなり。此の旨を心得て、次下の御文を奉讀すべし。

詔書を入るゝ宮は、覽宮とて、高さ九寸、長さ一尺二三寸、巾七八寸、近世水口細工などいへる葛あみの宮なり。貞丈雜記にも盛衰記の文を證として、蔓葛を以て作りたる箱なるべしといへり。「軾」は名目抄註に、膝突、或軾、陣軾之外有所司、軾、薄縁を小さくこしらへたるものにて、此の上に膝をかけて、上卿の仰を聞くなり。と見ゆ。扱末段、「輔一人加名」とある一人は、後世傳寫の誤か。さるは詔書の案には、卿大少輔三人宣奉行の字を書する事、上に説けるが如くなれば、輔一人に

はあらず。凡て此の條は、西宮記に據りて、書かせ給ひたりと見ゆる事、始めにも申し、が、同書には「輔以上加名」とあり、こゝも、以上とあらば上に掲げたる詔書式の手續にもかなひて聞とゆるなり。

日書様其日月下書也、他字ヨリ墨黒ク聊大ニ書之、

寛治四年十二月二十日、宸筆二字也、二十日餘は、廿と書之、

承暦二年三月廿五日、如此

此の段は、御書日の、かき給ふやうを示し給へるにて、寛治四年云々、承暦二年云々は、共に御書日の例として掲げ給へるなり。御註に、宸筆二字也と遊ばし、は、二字限りにて、三字までは書き給はぬ例ぞとなるべし。元來内記の案には何年何月日と書く事、詔書式に見ゆ。其の月の字の下に日數の字を、十五、二十、あるは廿五とやうに、二字書き給ふなり。

改攝政爲關白詔書内記不書其日、主上加其日猶幼主儀也、

これは又、幼主の御時、攝政たりし人の、主上御成人御元服などある後、更めて關白となる時の詔書に、御書日遊ばさるゝ作法を記し給へるなり。但し此の詔書の案には、内記日の字を書かず、主上日の字まで書き給ふ由なり。階梯に引ける中右記の文に大治四、七、一、攝政忠通公辭攝政爲關白付頭辨令奏返給披見之處、御書日誠神妙也、一日止二字令書入御也、云々見えたるにて知るべし。

未覽吉書トモ主上令書入給其日計也、寛治永久大治皆如此、

「吉書」は上の藏人事とある條の末に註せし如く、何事にもあれ政務上嘉例の文書を御覽する事なり。東鑑卷三元暦元年十月の條に六日未剋新造公文吉書始也、邦通先書吉書、廣元披覽御前、云々と見え、又卷九文治五年九月の條にも、廿日奥州羽州等、事吉書始之後、糺勇士等、勳功、各被行賞訖云々とある、公家のみならず武家にても行ひしなり。

扱吉書始めなければ、いづれの文書も御覽なき筈なれども、此の詔書の御書日はか

りは、遊ばさるゝなり。「寛治」は堀河天皇の御世にて、四年十二月廿日師實公攝政を辭し、「永久」は鳥羽天皇の御時にて、元年十二月廿六日忠實公攝政を止めて關白になり、「大治」は崇徳天皇の號、すなはち同四年七月一日に忠通公の事ありし時なる由階梯にいはれたるが如し。

(四十八) 詔書覆奏

こは前にもほぼ記し、如く、中務省より廻送し來たりたる詔書の案を、念のため太政官より再び上奏し奉る事なり。

上卿奏之、天子覽之、書^{カキテ}可字返給、年號與聊上書也、只可字一字也、

可字書様

天仁二年八月十日

可 宸筆^{年號多ハ是ヨリ上ナラベ、可字モ上ル可シ、年號ヨリハ一寸餘上也、}

年號有二所、端年號ニハ不書、公卿連署、與年號、左上也、云々、

年號二所にある事を詳にせんには、左は掲ぐる詔書式を見て知るべし。

明神御宇日本天皇詔旨云々威聞

年 月 日

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

太政大臣位臣姓

左大臣位臣姓

右大臣位臣姓

大納言位臣姓名等言

詔書如右請奉

詔付外施行謹言

可

年 月 日

端、年號なり

與、年號なり

保安尊號詔書覆奏之時、攝政忠通有評定與年號書也、保安二、可字ヲ主上年號、上令書給、上卿宗忠示頭、中將宗輔、公卿連署、年號ノソバノ上也、仍被摺直畢、大外記師遠宗忠同心也。

「保安尊號詔書」とは、崇徳天皇保安四年二月二日鳥羽上皇に太上天皇の尊號を奉らむとの詔書を申す。「保安二可字云々」とは、階梯に「按保安二、三、五、以內大臣忠通公爲關白、宗忠公于時權中納言正二位六十歲」と注せり。「被摺直」とは、可字かき給ひし紙を摺りて、書き直し給ひしなり。其の仔細を謂はんに、元來可字は奥の年號の傍の上の方にかき給ふべきを、鳥羽天皇保安二年忠通公を關白とする詔書には、過りて年號の眞上にかき給へり。仍りて時の上卿宗忠權中納言いかげせましとて、弟の奉行宗輔に示し、所詮正式にたがふ由にて、摺り直されたり。博學にして故實に達せし師遠も、宗忠と同意にて、矢張年號の傍の上と定めたりとなり。

(四十九)勅書 書黃紙 自唐太宗貞觀始之

「勅書」は通例の勅旨を申す事、上に記せる公式令義解の文にて知るべし。御註の「黃紙」は黃麻紙ともいひて、黃檗にて染めたる紙に書かしめらるゝなり。蟲の食はぬためとぞ。是れは、唐の太宗皇帝の、貞觀年中より始まりし由なり。上卿奏之、主上書日、但依事歟、

延長元年當帝皇子二人爲源氏勅書、不書其日

承平元年貞信公上表有勅答、書日

天曆十年九月論奏、勅答、不書日、

但件日、内記暗書日之故也、被問上卿、上卿申延長例、由、貞信公准三宮勅書、公卿連署覆奏、頗違令意、依年中行事文歟、

「上卿奏之」は中務よりの奏なり。抑勅書は勅命を受けたる者、中務に來たりて之を傳ふ。中務奏すれば御書日あり。然れども事によりては、御書日なき事もありとぞ。凡そ詔勅のことは、公式令義解に委しけれど、解し易きは、伊藤東涯の制度通に見

ゆ。「延長」は醍醐天皇の時にて、皇子二人は自明允明の二所なり。「承平」は朱雀天皇、「天曆」は村上の御世なり。此の三項は、勅書御晝日有無の例證に掲げ給へるなり。勅答論奏の事は、次下にかゝせ給へれば、就いて見奉るべし。

但書の御文意は、天曆論奏勅書に、御晝日なかりしは、内記の過りて日をかきたるに因る。併しながら、是れ延長の先例に従はれたる由を、上卿は申したり。又貞信公忠平、元慶元年に准三宮の勅書を覆奏すとて、公卿連署したるは、頗る公式令の制に違ふ。是れは年中行事の御障子の文の、まぎらはしきに因てかくの如しとなり。階梯に、「按詔書者、公卿連署覆奏、於勅書者、大中少辨連署、無公卿連署、事也」とあり。さて此の條も、専ら西宮記によりて記させ給へりと見奉らる。

天德四年十二月廿六日皇子給源朝臣姓勅書、明日當御衰日、仍延廿九日、勅書可忌御衰日歟。

「天德」は村上天皇の御世、廿六日は日本紀略に廿五日とす。皇子は昭平親王なり。

「衰日」は生まれ年の如何により、十二支の配當について、二支づつを忌むなり。拾芥抄下、末に、「生年衰日、子午、生未丑未、生午寅申、生卯酉、生辰辰戌、生酉己亥、生寅申とあり。

凡詔書勅書勅符書日詔書勅書覆奏已上書論奏諸衛擬舍人奏書聞皇太子令旨書日

此の一段は、御晝日と御晝可等との差別をかゝせ給へるなり。「勅符」は勅使に付して其の事を傳へ行はしむるなり。例へば固關とて、關所をさし固めしむる事、あるは東夷征伐などを、さたし給ふもの即ち勅符なり。「擬舍人」は、六衛府より此の者を舍人にと、奏する事なり。是れには聞の字をかき給ふ。又皇太子の令旨に御晝日ある事、公式令にも見えたり。

(五十)宣命

「宣命」の稱は、王命を宣傳する義にして、國文にてかける詔詞なり。太古は固よりかく國語を綴りたる詔詞なりしが、漢文流行の時代、詔勅の制定まりしにも、

神社山陵の告文、即位、立后、立太子、任大臣、節會、喪家の告文等には、猶宣命を以てせられしなり。

上卿奉勅仰内記令作、先奏草、次奏清書、神社宣命御湯殿後覽之、諸宣命只覽之、入例、狀或不奏草、

「宣命」の文も、猶内記の作る定めなり。延喜内記式に、凡宣命、文者皆以黃紙書之、但奉伊勢大神宮以標紙書之、賀茂社以紅紙書之、と見えたり。「諸宣命」とは、任大臣、任僧綱等、神社に奉るにあらざるをいふ。「例狀」は、定例として賀茂祭などに奉る宣命の類、文體措辭、每度變はりなきものを申す。

以中納言是忠爲親王、有宣命、直下中務、如奉幣、有辭別、必奏草、其趣兼職事仰上卿、上卿仰内記、辭別一切事、天下奇怪又御慎等事也、

階梯に、是忠光孝天皇第一、皇子、元慶八、四、二、賜源姓、寛平三、十二、廿九、改爲親王、と見ゆ。「直下中務」とは、上卿を経ざる由なり。神社に奉幣の祝詞のうち、別段

に主上の御祈願などあるには、豫て藏人其の趣を承り、上卿を通して、内記に其の旨を書き綴らしめ、その草稿を奏覽に入るなり。「辭別」は即ち通例の祝詞宣命の末に、「辭別互白」として、特別の御趣意を申す文あり。それをさすなり。

(五十一) 論奏

「論奏」とは、北山抄に、廢置山陵、増減官職、公卿依病不上、及斷流罪以上等、類也」とある如く、太政官に於て定めかぬる大事ある時、公卿集會議論せし事を、文書に綴りて奏聞するにて、文章に一體の掟もあり、主上これに御裁斷あるなり。

太政官修論奏、公卿連署、大臣加、上卿就御所奏之、主上書給可字、其様同詔書覆奏、

論奏及御裁可の手續、なほ上に記させ給へる、詔書の覆奏に同じきなり。「大臣加名字」とは普通のは官名のみなればなり。

應和三年七月、公卿請停並行舊錢、用新錢、論奏、及康保二年三月同書、聞字返給、延喜四年正月廿六日、立太子、論奏書可、凡可字、聞字兩様歟、多聞字也、可尋勘、

應和康保ともに村上天皇の御世なり。その度は、聞の字を書き給ひ、醍醐天皇の御時には、可の字なりき。いづれか故實ならむとなり。

(五十二)表

表とは下より上へ奉る書をいふ。こゝも官職など辭退する時の、上表の類の御沙汰なり。

天皇依義讓之時上表詞如臣下上表近代無之太上天皇尊號辭表如臣下中納言爲御使六位判官代一人相從傳職事申事由奏覽被返進之時マ

御前

謹んで按ずるに、初めの御文は西宮記に據らせ給へり。「依義讓之時」とは、例へば先帝新帝の御間がら、御叔姪か御兄弟かにわたらせ給ふには、縦し御讓位の御沙汰ありとも、一應は御辭退の上表あるべきなり。其の表の御詞は、臣下と同じ作法の由なるが、近代にはさる例全く絶えつと見えたり。

又新帝より先帝へ、太上天皇の尊號を上り給ふに、是れはた御辭退あらせられんに

は、其の表の用語、なほ臣下の如しとなり。「判官代」は、院御所の役人なり。「職事」は藏人をいふこと前にもありき。扱御辭退の旨を聽こしめし入れざるには、其の表を返し參らす。但しそれまでは主上の御前に置かる。是れ其の表を鄭重に扱ひ給ふ由なり。(御聽納あれば返進し給はざること申すにや及ぶべき)

大臣若内親王准三宮時、有勅答遣中納言、康子内親王辭年官年爵之時、有表、攝政太政大臣表、毎度有勅答、大臣大將等表、近衛司若只侍臣、置殿上臺盤奏之、有御覽置御厨子、中返給之時返給之、

「大臣若内親王云々」とは、是等の方々が、准三宮の宣を辭し給ふ時は、中納言を遣して勅答ありとなり。

「准三宮」とは、太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮に准じて、年官年爵を給ふ義なり。故小中村博士の年官年爵考に、「年官」とは其の原、國司の公廩を配分する事に起れり。凡そ諸國の田租を分ちて正税公廩の二つとす。正税は官倉に儲蓄し、公廩はま

づ欠負未納を填め、次に國內の儲を割き、其餘を國司の配分とす。其の割は、長官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分なり。さて太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮の三宮には、各、毎年爵一人從五位下に任ずるを云ふ、内官一人京官掾一人なり、判官一人主典一人なり、史生一人史生なりを給す。之を年官年爵と稱せり。其の官爵に充つる人は、實に其の人あるも、只官爵に叙任せらるゝのみにて、其れによりて賜はるべき位田從五位の位田八町及び配分の公廩は、三宮へ收納する事なり。或は姓名を假設して、實は其の人なき事もあるなり。故に准三宮とは、三宮に收むべき、年官年爵の俸と均しきを、給はるべき稱呼なり。と見えたるにて知るべし。

「康子内親王」は、醍醐天皇の皇女にて、師輔右大臣に降嫁せり。大臣や近衛大將の上表には、近衛の官人または只の殿上人御使となりて參る。其の表は、殿上の臺盤に置いて、奏覽せしめ奉るに、御覽ありて（中殿の）御厨子に置かせられ、御聽許のなき時は、其の表を返し給はるなり。

大臣辭表有勅答第一表以近衛將返給、二度以下不加花足、三度給勅答、但太政大臣攝政外、三度ニモ無勅答、大納言以下辭表近代無沙汰、

「花足」は辭表を納れし宮の臺なり。宮は高さ三寸、竪壹尺余、横三寸以内にて塗らず、通例は桑の木、太上天皇の御分は沈木、または紫檀を以て作るといふ。花足は其の臺の足を、花形に彫りたるをいふ。二度目以下は、花足の臺を御所にとめて、表のみを返し給ふなり。

三度の辭表には、それを只返し給ふのみならず、更に勅答ある例なり。但し太政大臣攝政たる人の辭表に限る事にて、此の外は三度目の辭表をも、唯に返し給ふのみ、勅答はなし。大納言以下の辭職にも、昔は表ありしが、近代は其のさたなしとなり。別當ナド時々有之、是大略同事也、納言以下表辭狀不許者返給、許時使口勅、僧綱表返給時、使兵衛佐也。

「別當」は藏人所、別當をいふ。その辭表は、今も時々上る事あり。是れも大臣の作法

と、ほゞ同じ事ぞとなり。「口勅」は、勅使の口づから勅旨を述ぶるなり。「僧綱」は僧正僧都律師を總稱する僧官の名なり。

(五十三)勅答

官の論奏および諸臣の辭表等に答へたまふ文書なり。

一切勅答職事奉仰仰儒者使依其人

「儒者」は儒、辨なり。「使」は上奏辭表などする人品の高卑によりて、御使たる人物も變はる由なり。

(五十四) 改元

元は首なり、元を改むる義にて、年號を撰定せらるゝ事なり。

代始改元即位次年定事也、其外依大事有改元、職事官外記等承之、兩文章博士式部大輔又可然儒卿、少々擇申、

我が國太古には年號なし。孝徳天皇の時、始めて大化の號を立てらる。蓋漢土の制

に倣へるなり。是れより以後、歴代相沿ひて、即位祥瑞災變などあるには、必ず年號を改めらるゝ例となりぬ。本文「依大事有改元」とか、せ給へる即ち是れなり。此の外又辛酉甲子の年にも、必ず改元あり。之を革命革命といふ。是れはた漢土緯書の説より起りし者にて、伊藤東涯の制度通に委し。扱此の事あるには、藏人及び官の外記等仰を承け、兩人の文章博士や、式部大輔、然るべき學者の身柄よき者、その字面を選擇し奉るなり。

諸卿於陣定申、職事奏其由、重可定申被仰、或有論言定以前職事奏、勘文、有御覽返給、
「陣」は陣の座として諸卿の公務執行の爲に、參集する所なり。禁中名目抄の註に陣は軍陣の陣に非ず。參勤の諸官の、列座の陣をいふ。つらなるといふ意なり」とあり。
「定申」は評定する事にて、其の成り行きを、藏人より奏聞に及び、重ねて其の號を一つ確定すべしと仰せらるゝ也。然るに諸卿のうち議論ありて、互に難陳する時は、定むる前に、又一應藏人より勘文を奉るなり。「勘文」は各勘へたる文案なり。

年號字内可然年號無時、舊勘文被下常事也、寛治度被申院、近代每度如此、嘉保自_レ上被_レ定歟、

藏人の奏せし勘文の中に、良き年號の字面なければ、舊き年號勘文の中のを採るべき由にて、下げ渡さるゝ事常なり。「寛治」は堀河天皇の御代始の時、「院」は白河上皇なり。當時院に上申し、院の御さたにて定まりぬ。大かた近代は上皇の政務なればなり。但し其の後、嘉保と改元の時には、院の御さたを待たず、叡慮にて定められたりとなり。

年號定之後、主上於朝餉令書給、其儀無別事、高檀紙書年號字、一枚其後萬人可書也、

承曆元年ナド也、月日不書、只年號許り也、元年ノ字ハ書也、

「朝餉」は清涼殿中の室名、上にはくし。「高檀紙」は、白く厚くして、紙の面に繁くしほのあるものなり。高とは丈の長きをいふ由、安齋翁いへり。「承曆元年云々」は、主上の書きそめ給ふ時の御典型なり。

次主上着御引直衣、張出御書、御座有吉書、官方辨、藏人方頭、自南方奏之、主上取之置御前、復座、後披覽之、置御座前、文ノ下向御方、異大臣、給之如例吉書、

「引直衣」のこと上に在り。「張袴」は糊にて引きはりたる紅の御袴なり。「吉書」は上に注せり。太政官の方より、辨官出で、藏人の方よりは頭参りて吉書の奏あり。此の事なほ奥に註すべし、其の奏を見給ふまゝに、御前に置き、返し給ふ時も、其の儘に下さるゝなり。大臣などの文書を見て返さるゝには、文書の下を向け返して渡すこと、是れ主上の返し給ふと異なりとなり。

一切奏書時、出御清涼殿、而近代畧儀皆於朝餉有之、於改元吉書者、必可有出御也、延久元年依入夜於朝餉奏之、希代例也、承保元年出御中殿、又大内記作詔、先草、次清書、改元後必有赦也、

「延久」の度は、後三條天皇の御代始の改元なり。夜に入りし故に、朝餉にて御覽ありしが、是れ例とはすべからず。さるは其の皇子の白河天皇の（御代始）承保の度に

は猶清涼殿に出御ありしなり。「中殿」とは清涼殿の別名なる事上に在り。「赦」は罪人を赦免せらるゝ事なり。其の作法、下の赦令の條にかゝせ給へれば、委しくはそこにいふべし。階梯本「有赦」を「有政」とかける誤なり。今群書類聚本及び校本により。

(五十五) 廢朝

「廢朝」は儀制令に、皇帝二等以上、親及外祖父母、右大臣以上、若散一位、喪皇帝不視事三日、國忌謂先皇崩日依別式合廢務者三等以上、親、百官三位以上、喪皇帝皆不視事一日とある、是れ即ち廢朝なり。なほ次の御記に委し。

廢朝者諸司政如恒、天子一人不臨朝政、廢務者諸司不政、一日或廢朝後未行政以前、神事外、他事有議多不行也、世、大事、火事、薨奏、時有之、依事淺深、或五ケ日、或三ケ日也。

「廢朝」と「廢務」との差別は、右に記させ給へるが如し。但し「廢務」は、大かた一日にて、三日といふは希なり。政務の澁滯を慮りてなり。廢朝の日數はてなば、先づ

神事の政あり。次に他の庶政をも執らせ給ふ。「有議」とは、廢朝後直ちに庶政を聽き給ふは、評議ありて、大かた行はずとなり。「世、大事」とは彗星出現等の天變をいふ。此の外火災及び貴官の薨奏の時に、廢朝は仰せ出ださる。さて其の日數は、事の輕重によりて、五日までも仰せ出ださるゝ由なり。

廢朝三ケ日ト被仰ヌレバ、止音奏警蹕、禁中無物、音垂清涼殿、御簾、第四日可上御簾而當惡日、或及數日、或無沙汰ニテ第四日上御簾、例有之歟、但不可爲例事也、

「音奏」は唯管絃の音のみならず、瀧口の名調の類まで、すべて聲立つる事を止むるなり。「警蹕」は主上出入御の時御先拂の聲かくる事なり。扱廢朝の日數はてたるに、折しも日がら惡しとて、或は故なく延引して數日に及び、或は惡日なるに拘らず、四日に御簾を上ぐる事あれども、よき例にはあらずと也。「或及數日或無沙汰」の一句、流布本階梯本ともに錯亂せり。今羣書類聚本による。

寛治八年陽明門院御事、二月十日奏遺令、廢朝固關依上東門院例三ケ日也、而十二日御

衰日復日也、十三日凶會日復日也、仍十四日朝被上御簾、

「陽明門院」は後三條院の母后なり。「奏遺令」は薄葬の御遺言を主上に奏聞したる事なり。「固關」は伊勢の鈴鹿、美濃の不破、近江の逢阪、この三國の關に使者を遣して、舊關をさし固むる儀なり。「上東門院」は後一條帝の御母后なり。衰日のことも前に在り。「復日」は階梯に引ける曆林問答に其木與木火與火土與土金與金水與水相重故名復日也、吉凶皆同重日也、といへり。「凶會日」も階階に、同書陰陽書云是日尤凶、百事勿用之とあり。萬事について、尤も惡日としたる日なり。

又同年顯房公薨、五日薨、八日奏、自此日止音奏警蹕、而十日十一日共復日也、仍十二日雖爲凶會日、強不忌、則上御簾畢、

「同年」とは上の寛治八年をいふ。此の年九月五日、顯房公薨去あり。公は堀川右大臣とて、源師房公の息なり。御女賢子、堀河院の御母后なりしかば、院の外祖父にあたる也。さて此の節は、凶會日をも忌まざりき。

近正治刑部卿三位卒時、被用彼例、自餘或不然、殊御衰日重複日忌、凶會九坎日不忌、如此事在時議也、

「正治」は土御門天皇の御世、「刑部卿三位」は範子とて刑部卿範兼の女、源内府通親の後妻、承明門院の生母なり。門院は土御門帝の母后におはします。「彼例」とは顯房公の時、凶會日を忌まざりし事をいふ。此の外は大かた忌む由なり。「重複日」とある復日は上にいへり。「重日」はなほ階梯に引ける曆林問答に、以重陽重陰、故爲二重日、舉百事必重疊也、更不可爲凶事、又雖吉事、隨事可用之矣と記せり。又「九坎日」は花鳥餘情に不可出行云々凡諸事憚之日也とあり。彼の日を忌み此の日を忌まずなどいふ如きは、竟畢時宜に因るべき也とぞ。

彼顯房公時、八日警固、十四日解陣也、雖可爲三ヶ日依避日、次十二日急上御簾、雖爲凶會日、及數ヶ日有憚之故也、於警固者雖及數日、依吉日、及十四日或記如此、

「顯房公時」は、八日に六衛府警固を始め、十四日に至りて解陣せりき。元來廢朝三

ケ日と仰せ出だされたれども、日の悪しきに因り、延引して十二日に及び、いそぎ御簾を上げぬ。此の日恰も凶會日なりしかども、餘りに長く數日に及ぶは憚りあるを以て、凶日をも忌まず、御簾ばかりは上げしかども、警固に於ては、幾日に及ぶとも、差支なきにより、吉日の來るを待ち、やう／＼十四日に至りて解陣ありきとなり。「或記」とは中右記をいふ。其の文長ければひき載せず。大やう御記の文に異ならねば、今は彼れと是れとを參酌して注釋すること右の如し。

郁芳門院准母儀人也、仍殊重、五ケ日廢朝警固固關如恒、

「郁芳門院」は白河院第一の皇女にして、御寵愛深かりしが、御歳二十一にて崩御あり。院の御出家も、御悲歎のあまりにてと、今鏡紅葉の御狩の卷に見ゆ。「准母儀人」とは堀河天皇の御母代となり給ひしをいふ。

凡殊事五ケ日、普通廢朝三ケ日也、承保四年香椎宮火、承暦三年神宮外院火、此等五ケ日廢朝也、其後守彼例歟、嘉承元賀茂、元永二鴨、大治二神祇官等燒失、皆三日也、准之可知歟、

「承保承暦」は白河院の時、香椎宮は神功皇后を鎮祭す。筑前にあり。「嘉承」は堀河院、「元永」は鳥羽院、「大治」は崇徳院の御世なり。「賀茂」とかくは上賀茂、「鴨」とかくは、下の御祖神の社をさすとぞ。

(五十六)天文密奏

これは陰陽寮にて、豫め天文を相候し、變兆見えなば、密々に奏聞すべき制なるが、其の作法を記させ給へるなり。職員令陰陽頭の職掌に、有異密封奏聞とあり。世間に口外せざるは勿論、中務省にも通せず、固く封じて直ちに主上に奏聞するなりとぞ。

天文正權博士并密奏者、每有天變奉奏書、司天先參内覽、人許、執柄覽之加封返司天則給之侍參内裏、於殿上口申事由、

「天文博士の職掌」は職員令に、候天文有異密封とのみありて、奏聞の事なければ、始めは陰陽頭より奏聞するに限れるなるべし。然るに中古以來は、頭にして博士を

兼ぬるがありしより、博士よりも、奏聞する例は起れるか。當初は天文博士一人なりき。天文權博士は、後に出で來たるにて職原抄に見えたり。「密奏者」とは、博士を兼ねざる頭をいふか。延喜陰陽式に、凡天文博士守觀候、每有變異日記進察、察頭即共勘知、密封奏聞、云々と見えて、察頭博士と共に、其の事に預かり、奏書を作る事知られたり。

「司天」は天文博士の唐名なり。「内覽」は關白をいふ。禁中名目抄註に奏書以前其文先見關白謂之内覽、蒙此宣旨内覽宣旨云とあり。

藏人取之付内侍、天子覽之、執柄加封者深恐外見之故也、封上書執柄片名假令家實書家字、良經書良字也、日月蝕翌日奏又同。

「家實公」は近衛基通公の息、「良經公」は月輪兼實公の息、後京極殿なり。ともに此の頃の人におはす。「翌日奏」とは、豫め日月の蝕を推歩して、何日蝕、或は何時闕など奏し置くが、差異など出で來たる時、翌日に至り、其の由を辯疏し奉る事ある

をいふ。其の奏書、亦封を加ふる事、同例ぞとなり。

殊大事變出現時不能進奏、倒衣馳參、夏始着冬裝束、冬始着夏裝束、有例、

特殊なる急變出來の時は、奏書を造る暇もなし。さる時には、裝束の制にも拘らず。元來四月一日より夏、十月一日より冬の衣替すべきなれど、其れらの支度調はずば、在りあはせたる裝束にて、參内せんも苦しからぬ由にて、「有例」とのたまへるは、古事談に師元參知足院入道御前之時、言上云、陰陽師道言、四月二日着冬束帶之由承置如何、仰云、有急速、召時、衣裝不可論夏冬也とあるなどをさし給へるならむ。

(五十七) 燒亡、奏

京洛中に火災ある時、其の方角を奏する作法を記し給へるなり。

有燒亡之時馳向、檢非違使等參内列立殿上口、藏人下逢、殿上判官或加列立正下五位上、或立從五位上、藏人聞奏狀進朝餉、南庭邊如申奏之、

「馳向」は、火元へ馳せ向ふなり。「檢非違使」は淳和天皇天長年中に、始めて其の廳

を置かれたるにて、其の後は從來衛府にて取り行ひし追捕、彈正臺の役なりし糺彈、また刑部にてすべき判断、京職のすべき訴訟など、皆使應の職掌に歸して、尤も權勢強かりし由、職原抄にも見えたり。「殿上ノ口」は神仙門内の小庭なり。藏人殿上、間より此處に下りて火元を奏上する檢非違使に應接する也。「殿上判官云々」は六位藏人にして、檢非違使ノ尉を兼ねる者あらば、下りて列立の中に入るとぞ。御注の文は、其の立つべき序次をかゝせ給へるなり。「志」は檢非違使ノ志にて屬官なり。凡六位にてても、藏人として昇殿御免の者は、其の職權がら、五位の上に立つ例なれども、かゝる時、檢非違使の官人ども列立する場合には、本職の序次によりて、尉の下に立つ也。かくて五位ノ藏人奏狀を聞きて、使の官人の申すが如くに、主上に奏聞するなり。常の御座所におはします時は、朝餉の庭に參るなれど、自然南殿の方又は後宮の方におはしませば、そこに參りても奏する也。其の儀、次の御文に見えたり。又雖何處參御所、或南殿、或后宮御方、皆有例陽明門、大路、郁芳門、大路ナド奏也、詞此外

無別事、近代絶畢、建久已後無此奏、禁中當神事、不奏、宗忠公記憚復日云々、但復日例多歟。

「何處」は火元のいづくなりとも、必ず參内はあるべしとの意なり。「建久」は後鳥羽天皇の御世、鎌倉幕府創立の頃なり。當時より既にかゝる儀だに行はれずなりにけむ。「神事」は大祀として三日、小祀といふは一日、此の間は焼亡、奏を憚る也。又彼の復日をも忌む由、「宗忠公記」は、中右記の事なり、公は中、御門右大臣と申しければ、書名を中右とはいへり。復日の事は前に在り。

(五十八) 薨奏

親王大臣三位以上の人に「薨」と書し、四五位に「卒」と書する例なるは、誰れも知るべし。こゝは三位以上の人薨去の事を奏聞する儀なり。

上卿着陣、外記申其由、上卿以職事奏薨奏之由、仰聞召之由、次外記指薨奏於文杖、覽上卿、上卿覽之進御所、有御覽留文返給杖、

「申其由」とは、何某公の薨去ありし事を、外記より當番の公卿に申すなり。「奏薨奏之由」云々は、いつ薨奏の書を奉らむと、豫め御都合を伺ふなり。「聞召之由」は御許諾遊ばされし事を申す。仍てまづ奏書を文杖にさしはさみて、上卿に見するなり。「文杖」は奏杖なり。これは上の殿上の所に註しおけり。

薨後以吉日奏之、可有贈官位人被仰職事、警固廢朝三ケ日之由、同被仰止音奏下御簾也、上古遣公卿、近年無其儀、又薨奏絶畢、

「薨奏」は不吉の事なれば、凶日を忌み、吉日を擇びて奏する也。されば先づ、豫め何日薨奏を奉る由をも、奏しおくなりけり。此の外のかどくは、大かた上に註したり。

上卿仰警固之由於六府、有贈官位時、上卿奏位記宣命、入御覽、後返給、請印、後又奏宣命、位記使諸大夫相具内豎一人、向彼家也、薨奏并位記宣命、不内覽也、

「位記宣命」は贈位せらるべき由を、宣命に書かじめ給ふなり。源氏物語に、桐壺の

更衣の亡せたる時、三位を贈らるゝ事をかけるところに、「勅使來て宣命よむなん悲しき事なりける」とあるにても知るべし。「宮」は覽宮なり。此の事上に註せり。「請印」とは、位記に捺すべき御印を請ふ由にて、少納言の職掌なる事、職員令に見え、その集解の説に、當可用之時、申給謂之請とあり。そもく是れは「内印」とて、方三寸、文に天皇御璽とあり。五位以上の位記には、必ず之を請ふべき事、公式令義解に委し。この諸大夫は、殿上の四五位なり。「内豎」はチヒサワラハとて、もと良家の子たちの、禁内の事、見習ひの爲に出仕する童殿上の者なり。「不内覽」は、關白に内覽せしめずと也。

(五十九)配流

先被定罪後、於陣宣下、可然人有詔書、詔書大内記或儒辨草之、上卿奏之、只凡人口宣上卿宣下也、

延喜刑部式に、凡流移人者省定配所申官、具錄犯狀下符所在并配所云々とある。

是れ上古の定めなり。「可然人有詔書」は大臣などの左遷は、詔書に其の由をかきて告げ知らせ給ふ也。なほ配流の詔書とは漢文に限らざるか。榮花物語浦々の別れの卷には、伊周内大臣配流の時、宣命よまれたる事見えたるにて知るべし。「口宣」は藏人に仰せ付けらるゝ御口狀書なり。

罪沙汰近流遠流次第有之、檢非違使向彼家、或具武士被遣之、

「近流、遠流」は、罪科の輕重によりて、京都より配所まで、行程の遠近あるなり。例へば伊豆安房常陸佐渡隱岐土佐の國々は、遠流の所たり。信濃伊豫は中流の國たり。越前安藝は近流の國たりしが如し。是れは延喜の刑部式に見えたる所なるが、拾芥抄下に、「式外近代遣國々」として、上總下總陸奥越後出雲周防阿波と記せり。

(六十)召返流人

宣下後觸彼家差使召返也、

罪科を赦免して、配所より召し赦し給ふなり。

(六十一)解官ゲクワン

「解官」とは、官人罪ある時、年限を限りて、現官を褫奪するを云ふ。年限を終へなば復任するなり。

罪淺深被定、有解任停任之由、職事仰上卿、輕罪時被止兼官許バカリテ、所謂伊通爲隆、口論時、皆止兼官不止參議、

「停任」と「解官」との別は、階梯に、按解官者解京官、謂停任者停外任事歟、とありて、「解官」といふは在京の役人に限る事、「停任」は國司の任を停めらるゝなり。伊通爲隆の罪の如きは、もと口論せし程の事にて、極めて輕罪なれば、本官は其儘にて、兼任のみを解かれたりとなり。

按ずるに、「解官」といふは罪人の官を罷めらるゝのみにあらず、患解服解とて、疾病の爲に解任すると、父母の忌服にて解かるゝとをもいふなり。されど爰に掲げ給へるは、名例律にあなる解官にて、罪科に關する事のみなり。

(六十二)除籍

殿上の間に日給簡といふありて、殿上人の名を記せる事上に在りき。之を「仙籍」ともいふ。罪科ある者は、其の名を削除して、昇殿を停止する。之を「除籍」とはいふなり。

侍臣等有罪過之時、及除籍頭藏人承仰仰藏人、藏人削簡、藏人非藏人同之、殿上受領在彼簡同削之。

「殿上受領」とは、殿上人にして國守を兼ねる者なり。そもく中古より何國の守また介と稱しながら、其の身は京に居て國に下らざるを、遙任また遙授といへり。故小中村博士の國司始末に、後世に至り權守は遙授に定まりて、參議二三位中將少納言等必ず之を兼ねぬ。又殿上の六位、藏人、叙爵に預かる者、權守に任ず。是れ併しながら多くは國主有名無實となりし世の儀なり。と見えたるにて遙任の事知らる。應和伊陟依狂病絶入、有沙汰、仰曰、於于齊敏者只病故不仕、伊陟病無便近召仕、若復

本性之時可聽トテ、枉削其籍、依不同疑具註之、凡雖下部彼病不能參内事也。

此の一節は、病疾により除籍の例を掲げ給へるにて、前節とは別段なり。「應和」は村上天皇の御世、「伊陟」は中務卿兼明親王の息なり。曾て宇佐、祭使に遣されたる所、備後の國に於て發狂して歸京せり。又同じ御世に、小野宮左府實賴公の男齊敏も病によりて中將を辭したる事ある由、階梯に委し。然るに伊陟はさる亂心にして、遂に近く召使ふに堪へざれば、萬一本復せば再び許さんとて、其の籍を削り、齊敏は通常の病症ゆゑに、出仕を停めて、除籍はせざりしなり。一人は削り、一人は削らず、不同なれば、人皆疑はんによりて、詳に記し付け給へりとなり。彼病は顛狂をいふ。

(六十三)勅勸

無風情不見天氣、閉門之外無他、

主上の御勘氣を蒙る上は、閉門謹慎してあるべく、天顔を拜する事ならねば、何の

面白き風情もなく、引き籠もりてあるなり。

(六十四)召人

公事の日、又さらぬ常の時にも、作病などかまへて不参する者を、虚實を檢知し、召し具して参らす掟なり。

侍臣遅参或稱障不参之時、或遣實檢使、稱病侍醫遣之、凡召使殿上人瀧口、藏人已下馬部、康治節會、納言不参、以外記使部召之、藏人方馬部也、馬部召藏人有通、乍着水干引立参殿上口、希代珍事也。

「凡召使殿上人瀧口云々」この條、階梯本流布本共に錯誤あり。今群書類聚本に従ふ。「馬部」は職員令左馬寮の下に、馬部六十人とあり。武家に仲間といふ程の者なり。

「康治」は近衛天皇の御時「外記」は太政官の役人、「使部」は同官の下司にて、官内の雜事に駈使せらるる者、身分は六位以下八位以上の嫡子にて、丁年以上の者たり。「水干」は野狩遠行などに着する略服なれば、これ着ては殿上の邊などに参るべきに

あらず。猶水干の事は、裝束圖解に載せおきたり。

(六十五)召怠狀事

侍臣以下有怠時、怠狀召之、免時返給之。

「怠狀」は不調法ありし時の謝罪狀なり。今階梯に引ける峯記の文を左に載す。

從四位下行右中辨兼春宮亮藤原朝臣資賴解申進怠狀事

去一日節會不着外辨怠狀

右左大臣宣奉、勅去一日節會不着外辨宜進怠狀者、依無所遁申、進怠狀謹解、

承久二年正月五日從四位下行右中辨兼東宮亮

藤原朝臣資賴

(六十六)召籠

是れまた不行届を咎めて、禁中の然るべき所に籠め置くなり。

侍臣已下有咎時、召籠或令候殿上、藏人頭、召籠非普通事、近公雅被召籠、師賴爲頭之時、

與藏人定仲伺見五節帳臺于時無御有沙汰師頼畏懼卅日許籠居爲頭人勘事カウジ不聞事也、時人驚耳目云々、公雅事不可爲例、

殿上人の咎あるは、殿上ノ間に籠め置きて、他所に往來せしめざるなり。其の中に、藏人頭の召籠は、尋常の事にあらずとなり。「公雅」は此の帝の建保六年正月十三日、頭に補せらし事、職事補任に見えたれど、いかなる咎にて、召籠にあひたるにか。其の事情は詳ならず。「師頼」は源左府俊房公の男、堀河天皇の寛治中、頭たりしなり。「五節帳臺」は、上の御装束、事の條下に註せり。帳臺、戸を開きて伺ひ見たる事は、嘉保元年十二月の事なる由、階梯に中右記を引いていへり。「勘事」は御勘氣を受け、御叱責を蒙る事なり。

應和中、少將四五人伺見除目、仍令召籠左右近陣、近代地下者召籠陣、殿上人者只候禁中也、

「除目」は縣召と京官との二つあり。「縣召」は正月十一日諸國司を任命する事、「京官

除目」は三月行はる。在京の諸司を任せらるゝなり。共に公事根源に委し。

藏人或召籠横敷、仲資百日候横敷、藏人頭私召籠恒事也、又瀧口所衆等或召籠御所中、或召籠殿上口、片時不免殊重時也、召籠人不從御膳不參御前、

「横敷」は殿上の條にいへり。「私召籠」とは、頭の不行届なる事あるには、勅勘なくとも、自身より謹慎する事常ぞとなり。仲資の事詳ならず、階梯にもそのさたなし。(六十七)給馬部吉上、

「馬部」は馬寮の下司なる事、上にいへり。「吉上」も衛士の常詰の者にて、近衛の下役なり。名義はよく上番してある者との意といふ舊説あり。安齋翁は、黄仕丁にて、黄色の服着たる仕丁をいひけむ。假名用法の濫りなりし世なれば、ジヂ同唱なる所より、吉上の字を充てたるかといへれど、いかゞあらむ。猶尋ぬべし。偕こは、咎ある者を、馬部や吉上などの手に、引きわたす趣をかゝせ給へるなり。

所衆瀧口等有咎下寮、於殿上口給之、馬部相具シテマカライツ罷出、深重時、忽於殿上口切紐、引入帽

子如面縛引張出有例餘人回之或給吉上同官外記ナドハ、或給吉上也又下左右衛門府或渡北軍依事淺深也、

「罷出」とは、退出する事、今俗のつかひ様とは異なり。「切紐」とは、烏帽子を髻に結び付くる、小結といふを切るなり。「引入帽子」とは、烏帽子を、顔に引き被せる也。「面縛」は元漢書に見えたる字にて、後手に縛して、面を前たさし出だす躰なり。凡如此罪科能々可止、貞觀政要賞疑從重、罰疎從輕、殊勝明文也、以不行刑爲政道專一、依現聊事藏人等下馬部懸水立地、尤不便所爲也、能々思惟殊罪科用之、少々答不可用之、

「貞觀政要」上に在り。「賞疑云々」は、元書經大禹謨の語による事、階梯にいはれたるが如し。按ずるにかゝる苛酷の罪科、皆中世以後の弊習なり。「能々可止」との聖旨、畏しども畏し。

(六十八)内裏焼亡

内裏御近火の時、侍臣等の心得かたを記し給へるなり。

近邊有火之時、陣中將佐、柏夾帶野劔如法、寄御輿程、帶弓箭或隨身弓箭、或只征矢、又野矢、以征矢爲吉、用瀧口弓箭無難、別當鞞負佐等、用火長弓箭、大將此時柏夾也、

「陣中」は階梯に、侍中群要をひいて、謂近衛陣内とあり。「柏夾」は冠の纓をたゝみて、白木の挾木にてとめ置くをいふ。其の様は、裝束圖解にあらはしおけり。就いて見るべし。「野劔」は野太刀の事なり。名目抄に蒔繪野劔とあり。革紐の太刀ともいひ、衛府の公卿以下武官に限り、警固非常の行幸などの時に佩用するにて、飭りなくして手堅く拵へしものなり。「御輿」は鳳輦、葱花輦、御腰輿の三品あれど、かゝる時は御腰輿を物し給ふなり。是等の輿の事、宮殿圖解の附録に詳記しおけり。「征矢」は貞丈雜記に、軍陣に射る矢なり。根は劔尻、柳葉鳥、舌(以上鎌の種類)などを用ふる也といひ、又「野矢」は、鹿狩に射る矢なり。是れも征矢の如くなれども、鹿相にこしらへ、羽なども、何羽にてもあるに任せて矧ぎ、野山にて狩の時射る矢

なる故、野矢といふと記せり。「別當」は檢非違使のにて、「鞞負」は元弓箭を負ふ武官の稱なれど、こゝは猶使の佐をいふ。「火長」は上古の兵制に、五人を伍とし五二を火とす。とありて、一火の兵十人あり。之を一組として、炊事を一つにする故に、火と名づけ、其の組頭を、火長といひしなれど、早うさる制は廢れて、當時は衛士の組頭の稱となれり、

馬無定様、有隨身人隨身移馬或前駟馬、無定様如近衛將用水干鞍、用移并和鞍不可然裝束直衣、衣冠布衣無難不聽直衣人着直衣無憚准之火未及近隣時、如此作法尤無由、

「移馬」は、屋代翁の古今要覽に、いと長き説あるを摘要せん、延喜式によれば、左右馬寮より移文を作りて、某の國に放飼ふ所の馬をめす故に、此の馬を移の馬といふ。後には騎り用ふる人の、移り替はるをいふなり。と云々。「移鞍」は階梯に「或抄、一、うつし鞍の事、移といふは覆輪うち付たる鉢鞍なり。裾廣くさしたり、縁

のはづれに白布を三くりにして、綾杉にして、縁のはづれさしまはしたり。上敷はなきなり。腹帯とはいはで、ゆぎがらみと云うて、由木に結び付けてしめる也。笠は壺なり。鞞はひろしりがいに、總を付けたり。力革は赤革にて包みたり。泥障はさゝぬ也。行幸の時は、公卿殿上人も此の鞍に乘るなり。隨身は此の鞍に乘る。手綱は蘇芳の手綱とて、絹を染めたり。と見ゆ。是れは諸鞍日記の文なるが、屋代翁は此の説の誤まれるかどを掲げて、乘る人の常なきものをさしてうつし鞍といふといへり。「水干鞍」も階梯に、同抄、一、水干鞍の事常さまの鞍なり。是れは褰の御幸の時、淨衣の御幸にも公卿殿上人乗る也。とあり。そもく唐鞍、倭鞍、移鞍の三つは、儀式に用ひ、水干鞍といふは、常の時乗用するなりとぞ。又古今要覽に、水干鞍は戎衣ならざる時に用ふる鞍なり。其の始詳ならず。蓋し今世に常用とする物、即ち是れなり。其の故は山形あつく乗間弘きは草摺のたまりをかけ、又は腹をふせがん爲にして、即ち戎衣の時の鞍なり。此の水干鞍といふは、山形うすく乗間

せまきが故に、鞍小く角だたず云々とあり。「和鞍」は唐鞍に對して皇朝製の鞍をいふ。直衣等の事、猶委しくは裝束圖解を見よ。

主上御引直衣、生御袴也、乘御腰輿、奉昇無定様、人々下人雜人隨參會、相撲節、前日有内裏燒亡、相撲人昇之、尤有便歟、凡様在時儀也、内裏燒亡幸他所臨幸體如此、

「引直衣」も上にあり。「生」は生糸の練らぬにて織りたる、薄くして輕き絹なり。「腰輿」は和名抄に太古之と訓す。手輿の儀なり。これは簡略輕便に作れるものにて、もと肩に昇くにあらず。手にかき舉げて、轆を腰の邊にあつるにより、腰輿ともかくなり。「相撲節」は毎年七月に行はる。公事根源にあり。其の前日の燒亡とは、白河天皇の永保三年七月なりし事、百練抄に見ゆ。

日之内又幸他所之儀同之、如御束帶、燒之間、御裝束同出御體、諸陣又不能改裝束、劔璽主上自持給有例、近衛將公卿何可隨候、但行尊持之、後日被謝申、無何人不可取之歟、「日之内云々」とは、一度御立退ありし所より、其の日の内に、又他へ移らせ給ふを

申すなり。近衛將の隨候するは、劔璽奉護の爲なり。「行尊」は僧正の名、前に出でたり。

内裏燒亡必有廢朝、但里内或有廢朝、或無廢朝、寬治堀河院燒亡、自次日有廢朝、警固如恒、上皇又渡御有例、自門下御、内裏燒亡後必有殿上定、凡殿上定主上着御殿上、倚子、御直衣也、寬治評定如此、

「里内」はすなはち里内裏にて、假皇居なり。その燒けたるには、廢朝なき事もありとなむ。「上皇、渡御」は火災御見舞の爲なり。さる時にも、猶門より下車し給ひて、入御の由なり。「殿上定」とは、一時假の内裏を定めらるれば、必ず此の儀あり。是れ「殿上」は、公卿參勤し、主上常に庶政を聽こしめす所なれば、まづ其の所を定め給はねば、政務溢滯もすべければなり。

如節刀有實檢用、近衛司、寬治先以藏人令求也、求節刀又辨官、天德國光、寬治宗忠、皆相具將監求也、雖爲穢中、兩三日、内賢所渡御無憚、

「節刀」のことは、上の大刀契の條に在り。「實檢」は灰中に其の數を檢査すべき場合をのたまふにて、それには近衛の武官を用ひたまふ。寛治の度に、實檢せし顯實は、右中將たりしなり。又辨官しても求めしめ給ふ例あり。將監は近衛の佐官なり。
(六十九)追討ノ宣旨

朝敵追討のため、大將軍に宣旨下さるゝ作法を記させ給へるなり。上古は紫宸殿に於て、勅書並びに節刀を賜はりしなり。其の事、儀式西宮記などに見えたるを、摘要していはゞ、まづ大臣勅をうけたまはりて、預め勅書を清書せしめ、時刻いたれば至尊南殿の御帳に出御あり。大臣も着座の上、大臣宣す、「其の賊を征すべき大將軍姓名を喚べ」と、少納言唯と答へて退出して之を喚ぶ。大臣宣命すらく、「詔久其賊乎征撥鎮治_{支部}人止爲_{天奈}毛_{天奈}姓名乎任賜_{マダ}布使下乃有犯軍法者隨_毛法爾行止爲_{天奈}毛_{天奈}勅書并節刀賜止宣。將軍唯唱す。大臣勅書を授く。將軍進みて受け、退いて待つ。節刀を執り持てる侍從、進みて節刀を授く。將軍勅書を懷中に入れて、節刀を拜

受して退出するなり。是れ古の作法なりしが、當時は唯宣旨賜はるのみにて、節刀のさたはやみたる由源平盛衰記にも見ゆ。参考のために、舊儀の大略を掲げおく。

有_二僉議_三三關警固、諸衛帶_二弓箭_一、追討使給_二宣旨於陣邊_一、大外記給_二其人_一、其人乍立給_二之歟、又被_二召御前之時_一、開_二弓場南戶_一、參入也、只時不開_二之_一、直職事給_二宣旨_一、

「僉議」は、禁中名目抄の注に、於_二殿上有_一之とあり。衆議する事なり。「三關警固」の事は上に在り。「諸衛」とは、六衛府をさす。「弓場」は、拾芥抄に校書殿、北、清涼殿前殿上、前とあり。この戸、常は開く事なき由なり。「職事」は、藏人をいふ事も前にいへり。

(七十)奉_レ振_二神輿_一

「神輿」は比叡山日吉權現の神輿なり。當時の習ひ、叡山の衆徒朝廷に請ふ事ありて、許されざる時は、忽ち神輿を昇き來り、宮門内に振りこみて捨ておく事あり。朝廷神罰のあらむを恐れて、僧徒の請を聽し、神輿を本宮に安置せしむる事度々

なり。されば衆徒等、事の意の如くなりざるには、しばし神輿を振り込みて強訴するにより、逐には武士に命じて、之を禦がしむるなど、其の頃のもてなやみぐさにしたり。是れ唯叡山のみならず、東大寺は八幡の神輿、興福寺は春日明神の神木を昇きて参りし事、平家物語増鏡その外家記などにも見えたり。

仰諸陣被禦、又閉諸門、正神輿進給之時、天子下地、暫不復本座、諸卿已下作法、大略同内裏焼亡之儀、

「諸陣」は衛門の詰め居る陣所なり。「諸門」は十二の宮門をいふ。「進給」とは門内に進入るをいふなり。「諸卿已下云々」は、内裏焼亡の時の如くに、参内すべしとなり。

(七十一) 赦令

「赦令」は、天子の命を以て、一般罪人を放免する事なり。大寶の制、凡そ赦に大赦、常赦、曲赦の三つあり。當時は上古の如き、きはやかなる制規はあらざりけらし。

世、大事、殊御祈之時被行恒免者、別當給勘文下檢非違使、或別當則爲上卿召檢非違使、於軾下之、

「世、大事」とは、大慶事大凶事などを申す。或は祈雨止雨などの、御祈願の時も赦を行はるゝなり。「恒免者」とは、常赦の者をいふ。常赦とは、死罪以下の犯人を赦す事なり。但し八虐故殺人の罪は、赦限にあらず。「別當」は檢非違使の長官をいふ。「下檢非違使」は、佐尉志等に下す由なり。「軾」は、禁中名目抄に膝突とあり。注に或軾、陣軾之外有所司軾と記せり。薄縁の席の小さにて、此の上に膝突きて、上卿の仰せを承るなり。

(七十二) 御物忌

物忌といふは、昔陰陽家者流のいひ出でたる事にて、星鬼遊行の方行に、當たり犯す時は、人身に災禍を來たすとて、之を避けんため、家に籠もりて慎み居る也。其の時に物忌の二字を、簡にかきて簾に付けおけば、鬼神入り來たらずといふ。

拾芥抄上、物忌部に、迦毘羅衛國、中有桃林、其下有一丈鬼王、號物忌、其鬼王、邊他鬼神不寄、爰大鬼神王誓願利益六趣、有情、持吾名號者、若人宅物怪屢現、惡夢頻示、可蒙諸凶害之時、臨其日書吾名立門、其故他鬼神不令來入書吾名令持人、如願可令守護軌儀と見えたりか、れば物忌とは、元鬼王の名號なるを、之を書きて簾等に付くる時は、齋戒すべき折なれば、やがて又それを物忌とはいひならへりとなむ。是れ亦一説なり。

御物忌之時、惣不出御他殿舎中、諸事於簾中有之、或出御廣廂、不固時例也、

主上の御物忌として、彼の鬼物の方向に當たらむを避け給ひ、御慎みあらむには、清涼殿外の殿舎には、渡御あるべからず。諸事御簾中に於て、行はるべしとなり。但し廣廂まで出御ある事のあるは、同じ御物忌と申しても、重からざる時の例ぞとなり。「廣廂」は、清涼殿の條にあり。

凡如四方拜、雖御物忌、或出御東庭、於小朝拜不出御、是匡房申、依敬神明天道也、然者

如御禊多出御廣廂也、

「四方拜」は公事根源に、元正寅の時に、天皇屬星を唱へ、天地四方山陵を拜し給ひて、年災をも拂ひ、寶祚をも祈り申さる儀にや。とあり。「東庭」は清涼殿の東階の前を申す。「小朝拜」も同書に、此の事は唯臣下として、元日にてあれば、天子を拜し奉るべき由申し請ひて、行へる公事にて侍れば、さして朝廷の爲にも侍らず。神事佛事にも非ず云々。抑々朝拜は、百官悉く拜すといへども、朝賀は大極殿にての大儀なりしが、後冷泉院の時焼亡して後、朝拜の式は絶えたり。小朝拜は、唯殿上人（版本人の字を脱す）ばかり云々と見えたる如く、四方拜は敬神祈禱の爲なれば、御物忌といへども出御あるべし。小朝拜に至りては、唯臣下の拜賀を受け給ふ儀なれば、出御あるべからずと、大江匡房卿の申し通り、敬神のためなれば、御禊にも廣廂に出御ありとなり。「御禊」は御身の潔齋し祓へしたまふなり。

同記元三御物忌如女官後取等參籠、他人外宿候殿上不參御前也、寛治七年小朝拜出

御、外宿人列立、節會無出御、不得心云々、

同記は匡房卿記なり。「後取」は、元日主上の御屠蘇のめしぞめに、めし餘りの御したみを吞む役にて、藏人の勤むるなり。公事根源に委し。「他人」は女官以外の人、外宿は禁中に住せぬ人なり。「節會」も元日にあり。御節供をめし給ふ儀なり。然るに堀河院、小朝拜には出御ありて、節會に出御なかりしは、いかなる理由ぞ。小朝拜に出御ある程ならば、節會にも出御あるべきにとなり。

同記御物忌時、初參籠人、丑時可參之由、或記曰、佛名之時、丑後公卿追參、加名謁、此儀同之、又不重被破常事也、御物忌數日相續、不快例也、少々依輕可被破事也、

「佛名」も「名謁」も上の藏人所雜色の條に注せり。「不重被破」とは、重き物忌にあらざれば、破り捨てらるゝ事、常ある例ぞとなり。

八卦并祿命等、同、只時、但延久元年三月、八幡行幸、還幸日、十六當八卦并祿命御物忌、如此例、少々有之歟、同物忌或不固也、見新撰陰陽書、

「八卦」は拾芥抄下に、遊年、禍害、絶命、此方造作出行移徙嫁娶等萬事皆可忌之、但禍害、絶命、強不忌云々、生氣、養者、福德、此方萬事皆吉、天醫、病去吉、衰日、万事忌之とあり。此の八卦は、何れも方角に配當したる名なり。例へば遊年は未申の方、禍害は丑寅の方、また生氣は東方、天醫は西方などの如し。「祿命」は唐六典十四、大卜令に、凡祿命之義六、一曰祿、二曰命、三曰驛馬、四曰納音、五曰納河、六曰月之宿也、云々、皆辨其象數、通其消息、所以定吉凶焉と見え、又二中歷十三に、祿命師とて、日延、扶仙等六人の名を掲ぐ。宿曜師の類なるべし。さて右の八卦または祿命の日は、只の時の如くにて、深く憚り給はぬなり。後三條天皇延久元年に、八幡行幸の還幸の日、八卦祿命の御物忌さし合ひたれど、憚り給はず。かゝる例も少々はあり。尤も此の八卦祿命などは、重き物忌にあらざる由、新撰陰陽書に見ゆとなり。

京極關白曰、宇治殿於祿命物忌、或固或不固、多有御行、只任意云々、依月建計之、或依節計之兩說也、匡房師房不鎖門、宇治京極或鎖或不鎖、

「京極關白」は師實公、「宇治殿」は其の父頼通公なり。公は祿命の日にあひて、或は固く忌み給ひ、或は固くせずして、外出せられたる事も多し。只随意にせられたりといふ。さて此の物忌は、例へば正月といふ分にはなれど、未だ十二月の節にてある事もあるを、月だに立てばよろしといふ説もあり。又節によりてかぞふべしといふ、兩説ありとなり。

「師房」は具平親王の息、源氏なり。物忌のため、門を閉づる事もなく、人の入り來るに任せしを、宇治京極などにては、閉門し給ひし事もありしなり。

禁中御物忌時諸禮、近代公卿參籠、極難^{リコモル}叶、仍多不^ハ重破之、近代萬事如此、物忌不加御宇、以柳作簡^{三寸}、指御冠^ハ、御放^{オシハチモトドリノハ}本鳥^{紙也}時付^ハ左御袖^{書也}、丑^ハ杭以後參入、人不^ハ候、以前可參^ハ歟。

禁中御物忌に當る時、公事どもあるに、近代公卿たち、前夜より參り籠もる事叶ひがたし。仍て大かた、重からざるは、之を破り給ふとなり。

物忌と簡にかく時は、御の字を省くを例とす。「物忌の簡」は、柳の木三寸ばかりに削りたるに書きて、冠の纓の上に指すなり。「放本鳥」とは、冠を被らず、露頭にてあるをいふ。「丑、杭」は丑刻なり。「杭」は漏刻の矢をいふ。丑刻よりは翌日になれば、その以後參る人は、近づけ給はざるなり。

大内儀諸司皆各別也、郭内猶不參、在清少納言記、職曹司候人不參内、里内之間、陣中家居、人准大内、大垣内參、尤不知子細也。

「大内」は大内裏の事なり。諸司は諸役所なり。各別也とのたまひしは、中古以前、宮城の制いかめしかりし頃には、諸官省寮司、皇宮の周圍にあり。皇宮は別郭の中にありて、諸役所とは各別なりしなり。其の制、委しくは拙著宮殿調度圖解の中に、圖をも出だして説きおけり。「郭内」とは謂はゆる閣門内を指し給へるにて、物忌の時、諸官司より皇宮の郭内へは、參らざる筈のことなり。「清少納言記」は枕草子のことなり。「職曹司」は皇后職の役所にて、例の郭外なれば、其處に候せし人は、

宮中に参る事なかりき。是れ彼の枕草子に見えたる趣きなり。

「里内」は里内裏の畧稱にて、一に今内裏とも申す。大内裏本宮の焼亡して、一時假りにおはします皇居なり。此のみかどの御時には、源平亂の後といひ、かけまくも畏けれど、皇宮も頽廢せる頃にして、閑院と申す里内裏におはしましたるなり。「陣中」とは、衛門府の警固以内をいふ。「准大内大垣内参」とは、大内の宮門内に准じて、憚らず参る由にて、是れ里内以後法度のしどけなくなりたるなり。「大垣」は宮城の外部をいふなり。委しくは宮殿調度圖解を参照すべし。

御物忌諸陣立札、御殿之御簾毎間付物忌書紙屋紙外宿人不参御前、

「間毎」は柱と柱との間毎に、御簾をかけて、札をつくるなり。其の體侍中群要にあなる、階梯にひきのせたり。「紙屋紙」は山田以文の錦所談に、もと藏人所の反古を、すきかへせるものにて、紙屋紙と稱せり。これ紙屋川にて制する故の稱なり。と見え、河海抄に、紙屋川とは、北野平野の中を、南へ流れたる川なり。此の所にて紙

をすき始めたり」とあり。又拾芥抄に、紙屋院圖書、別所在野宮東と見えて、此の紙屋院にて製するなり。その近き邊を流る、川を、紙屋川といふなるべし。さて此の紙のふだを、御簾の上部、帽額セカウの際に夾むなり。藏人のする役なる由侍中群要に記せり。

凡依物忌淺近、堅固時殊重也、主上努々不出御簾外、毎日御拜時、不上御簾、二間仁王講僧雖外宿或参上、直参籠敷、二間不付物忌切、簾不付、人出入間不付也、

「堅固」は御物忌の重きをいひ、「殊重」は、忌み慎み給ふ事嚴重なるを申す。「二間」は清涼殿の條にあり。「仁王會」は仁王護國般若經を講せしむ。ひとへに朝家の御祈の爲なり。と公事源根にかけり。此の日、御物忌にあたる時は、外宿の僧といへども参上する事あり。二間は、當日御讀經の所なれば、札を付くるに及ばざるなり。「切簾」は、落長押まで垂れず、半分の長さの簾なり。

外供御不進之、但御持僧加持奉或供之、可在時儀、殿上大臣小臺盤不立、大臣参籠不普

通之故也、不撤_レ倚子、覆_レ不_レ上_レ小_レ蔀、裏返簡、

「小臺盤」は食物をのする臺にて、殿上にあり。調度圖解にくはし。是れは大臣の料なるが、御物忌の時、大臣不參なる事普通にして、其の用なければなり。「倚子、覆」
「小蔀」ともに上の中殿の條にあり。「簡」は日給簡。裏返しておくなり。

御燈并臨時祭等、御拜如_レ例、出御常事也、付御物忌也、又於_レ簾中有_レ之、或卷_レ御簾一間、或不_レ卷先例不同、御拜伊勢幣、幣多石灰壇也、其時御笏自_レ鬼間供_レ之、御燈ナンドハ於_レ晝御座有_レ之、

「御燈」は公事根源に、天子の北斗に燈明を奉り給ふなり。其は北山靈岩寺などいふ高き峰に火をともして、北辰に供せられける由、前一日に御卜の儀あり。御殿に北向に御座を敷いて、三度御拜あり云々とあり。是れは三月九日の事なり。「臨時祭」は石清水賀茂などのなり。御物忌にさしあふ時、札を付けて出御あり。御拜も試樂の御覽もあり。又出御はなくて、簾中に於てし、或は一間を巻き卷かぬ、先例不同

となり。「伊勢幣」は九月の例幣なり。これは、十一日伊勢大神宮へ錦綾神馬の類、御幣物を奉るにて、毎年の事なれば、「例幣」と申すとぞ。此の日物忌にあたれば、石灰壇に於て御拜あり。「石灰壇」「鬼間」「晝御座」皆上にいへり。

寛治四年三月、御燈、當御物忌、暫撤晝御座、其間供御座、上廂御簾、垂母屋、御簾付御物忌、宮主在_レ東庭、砌下、御簾卷不_レ卷兩説也、

「撤晝御座」とは、主上の常の御座を一時とりはらひ、其のあとに、北宸御拜の座を設くる由なり。「宮主」は職名、卜部の上首なり。

官奏、御裝束卷御座、間廂御簾、不_レ付_レ物忌垂額、間御簾、付_レ物忌母屋、簾皆垂_レ物忌、但額、間通不_レ付_レ物忌、依_レ爲_レ出御之間也不立母屋、几帳掌燈除_レ當間、供南北間、大臣進退有便故也、是永久二、大治五、以延久嘉例被_レ定、匡房報申、可_レ爲_レ指南、

「官奏」は毎月朔日太政官より政事を奏する儀なり。後世は四孟、また二孟のみとなれり。「額間」は清涼殿廂の中央の間にて、上長押に扁額のかゝれる下の所なり。「掌

燈は灯火を點する役なり。大臣官奏をなすべきに、進退便なるため、かくはするなり。「永久」は鳥羽帝の號、「大治」は崇徳帝の號なり。「延久」は後三條天皇の時にて、此の例を以て、後の永久大治の作法をも定められたり。必ずかくすべき由、匡房の議なれば、手本にすべしとなり。

諸穢皆大内別司各穢也、不引禁中、禁中穢又不引諸司、有穢ニモ仰諸陣令立札、康保元弘徽殿前橋下小夫死時如此

凡て穢の事あるに、宮廷と役所と皆各別なり。例へば諸官司の穢は、宮中に關せず。一司に穢あるも隣の司に及ばぬなり。宮中の穢は、諸門に札を立つる也。
(七十二)日月蝕

儀制令に、凡太陽虧有司預奏、皇帝不視事とあり。義解に、虧者薄蝕也、有司者陰陽寮也とあれば、日蝕月蝕の時、陰陽師まづ其の由を奏し、當日主上は御簾を垂れこめて慎みたまふ。是れ漢土の風のうつりて、古くより然ありしなり。

主上當日月曜之時、御慎殊重、日ハ五、十四、廿三、三十二、四十一、五十、已上可慎、不然年不輕、天子殊不當其光、雖蝕以前以後、不當其光、日月惟同、以席裏廻御殿、如供御不當其光、

「日月曜」は階梯に日月蝕に作れど、宜しからず。已れは流布本及び類聚本に、曜とある方に従ふ。これは九曜のうちにて、吉凶のさたある事、拾芥抄にも見えたるが、此處に記し給ふ所は、日蝕の日曜にあたり、月蝕の月曜の日にあたる時を以て、御慎み殊に重しとし給ふ趣きなり。又御註に、「日、五十四云々」「月、八十七云々」とあるは、日曜は冬至より五日目、次は十四日廿三日と、九の數を以て加倍してかぞへるは、月曜も冬至より八日目、次は十七日廿六日とやうに、是も九を倍しつゝかぞへて、知るべきなり。但し一年の日數、凡そ三百六十日なるに、御抄には、五十日また五十三を以てとゞめ、拾芥抄には百四及び百七を以て止めたるは、いかにといふに、是れは何れも、大概を掲げたるにて、此の數以下を知らんには、例の九を加へつゝ推し行けば、相違なきにより、略したるものなるべき由、所藏校本の押紙にも記さ

れたり。されば階梯の註には今従はず。

「不然年云々」は、たとひ日月曜にあたらざる年といふとも、固より輕き義にあらずとなり。「日月惟同」とは、日蝕も月蝕も同じくして、輕重の差なし。蝕前後といへども、其の光に當りたまはずとなり。「以席裏廻御殿」は所衆の役なる事上に見えたり。

日蝕未明前、月蝕未暮前月不人々可參籠、御持僧或他僧ニテモ、奉仕御修法、其上於御殿有御讀經、近代多藥師經也、不可說、凡僧等參、上古可然僧參、不限藥師經、或法華經、長此御讀經被行兼日、大般若常事也。

參り籠もるべき人々は、必ず蝕以前に參るべきにて、其の光にあたりたるは、參る可きにあらず。又蝕時には、御修法御讀經あるべきなり。「不可說」の語は、前にも所々見えて、皆宜しからの意なり。

上卿一人着孫廂行之、有出居堂童子、引廻席之上、内引軟障、外席所衆引之、内藏人引

之、

「出居」は御讀經御修法など其の外、威儀をととのふる爲、近衛次將、また侍従などの列居する事あり。「堂童子」は讀經の僧のために、雜役をなすにて、童子と稱ふれど、兒童にはあらず、殿上人なども勤むるわざとぞ。「軟障」はゼジャウと稱へて、室内に引き張る幔なり。委しき事は調度圖解の中にいひおけり。

近代或有無何御遊、昔不然、嘉保或記日蝕止音奏、雨下稱音奏、又曰凡日月蝕、月内猶不聞音奏、在宇治左大臣記又止行幸警蹕、近代無此儀、可尋、雨下時、結願御讀經、撤廻席、但不上御簾、惣殊可有御慎事也。

「御遊」は萩原廣道の説に、大かた管絃して、心を樂むる事をいへり。さるは遊ぶ事どもの中に、管絃はむねとあるものなれば也といへり。「嘉保」は堀河帝の時の號、「宇治大臣記」は台記をさす。「音奏」「警蹕」の解ともに上に出づ。「結願」は御讀經を終結にするをいふ。雨ふる時は、たとひ御讀經中といへども、忽ちとゞめ給ひ、又

裏み廻らし、席をも、撒せらるゝ由なり。光にあたる事なければなるべし。「惣殊云々」は、上よりの文にかゝるにて、日月蝕ともに、御愼あるべき事ぞとなり。

(七十四)雷鳴

上古上卿召近衛、佐令候御前、諸衛警固、次諸陣見參令給祿、近代不及如然之儀、雷鳴又送年疎、近代如藏人持瀧口弓候御縁、若瀧口少々召御壺令鳴弦、御持僧參會時令念誦、其外無別事、

上古雷鳴三度に及ぶ時は、武官參内す。「御前」は清涼殿の孫庇なり。「諸衛警固」は、六衛の官人、各々其の陣を固むるなり。「見參」は、現に參内して警固するをいふ。たとひ衛府の役人といふとも、番に出で居らざるものは、祿を給はらざる事勿論なり。

近代は上古の如き儀廢れて、藏人なる者、瀧口の弓などをとりて、警固に侍候し、若しくは瀧口の士どもを少々召されて、鳴弦などせしむるに過ぎずとなり。「御壺」

は中庭の平地をいふこと上にも説けり。「鳴弦」は、弦打ともいひて、弓つるをうちならし、邪鬼を退散せしむるわざなり。

(七十五)止雨

奉幣丹生貴布禰上卿行之使神祇官人、殊時藏人若非藏人、凡霖雨之時、有官寮御卜、隨其社祟文有起氣方遣實檢使、使尋子細、山陵同之、

長雨の時、諸社に奉幣して、霽れむことを祈り給ふ也。「丹生」は大和國吉野郡丹生川上神社、「貴船」は山城國愛宕郡なり。共に水神なれば、まづ此の二社に奉幣使を發するなり。「上卿行之」は陣座に於て、使者派遣の作法を行ふなり。其の使者たる人は、大かた神祇官の役人なれども、特別の場合には、御近習の臣たる藏人たちを遣すとぞ。

「官寮」は、神祇官と陰陽寮となり。御卜を行ひて、某社の祟と知らるゝ時は、其の起發の氣ある方に、檢使を遣し、仔細を尋ねしむ。例へば御卜に、東方の社汚穢の

事あるによりて、霖雨の由ならば、其の方角の神社に使者を遣はし、汚穢の實否を取調べしむ。是れは神社のみならず、歷朝の山陵にも、同じ作法ぞとなり。

應和三年止雨奉幣猶不止、奉幣十一社、十五大寺御讀經、過法之時有種々御祈、一切同之奉幣社々十六社、上七社大原野、大神、大和、石上、廣瀬、龍田、住吉、丹生、貴船、是上古例也。「應和」は村上天皇の時なり。其の三年止雨の幣、丹生貴船の二社にてやまねば、更に十一社に奉幣、十五大寺に御讀經ありきとなり。「十一社」は階梯に、火雷、水主、木嶋、乙訓(已上山城)平岡、恩智(已上河内)廣田、生田、長田、坐摩、垂水(已上攝津)とあり。「十五大寺」は東大、興福、元興、大安、藥師、西大、法隆、新藥師、大后、不退、京法華、超證、招提、宗鏡、弘福の寺々をいふとぞ。「十六社」は上七社と、大原野大神等なり。「上七社」といふは、伊勢、石清水、賀茂下上、松尾、平野、稻荷、春日なる由、これも階梯に見えたり。

神祇官人參丹生貴布禰之時、神馬召寮、或内野放御馬、殊時藏人參、其時被進尋常御馬、

或自院被進之、止雨赤毛、祈雨白毛也、

「神馬」は即ち奉幣のうちなり。これは馬寮よりも徴し、或は内野に放養しおかる、馬をも徴さるとなり。

應和御記依式止雨可奉白馬而年來赤馬也、都未仰下之由、爲之如何、仍令加奉赤毛馬、如延喜式者祈雨黑毛、止雨白毛也、而先々有沙汰祈雨白毛、止雨赤毛云々、自中古流例也、

應和御記に曰はく、式に依るに、止雨には白馬の定なるに、年來赤馬なり。都て、止雨に赤馬を奉る事、未だ仰せ下されたる事もなきに、かくするは如何なる故ぞや、仍て白馬を本として、赤馬をば加へ奉らしめよと云々、げにも延喜式の如きは、祈雨に黒馬、止雨に白馬の由なり。而るに先例祈雨に白馬、止雨に赤馬と定まれる様なるは、畢竟中古よりの流例となり。

應和丹生使大中臣高枝申無乗物之由、請給御馬、仰依請、康保二年八月御記、二社被

副進赤毛馬十六社内
寮及野放

「高枝」は、階梯に大中臣の系圖に見えぬ人なる由にて、傳知られず。「康保二年八月記」はなほ村上天皇の御日記なり。當時止雨の奉幣には、式に依て、白馬を奉られたれど、中古以來の流例も、さすが破りかね給ひてか。赤馬をも副へ加へて、進らせられたりとなり。

御註文に「十六社内」とあるは、本文「二社」とあるを説き給へるにて、十六社のうち丹生貴船の二社に、赤毛馬を副へて奉れり。其の馬は、寮および内野飼の馬ぞとなり。

(七十六)祈雨

先以藏人若非
藏人令拂神泉苑承仰行向、率人夫先池邊石水灑、高聲一同云「雨々々海龍王、此事無所見歟、近代如此、限七日無驗時替藏人、有驗時藏人參申事由、召朝餉内侍給御衣、白衣、或七瀬御祓、單給之、
永長源仲正給紅打衣、如何藏人下庭舞踏、或退殿上口舞踏、

「神泉苑」は拾芥抄によるに、天子遊覽の所にして、正殿を乾臨閣といひ、庭泉のたて石は巨勢金岡が指圖する所、大宮の西、二條の南、三條の北、壬生の東にあたる由なり。當所に於て請雨の法を修せられしは、遠く空海の頃よりなりし事、江談に見えたり。かく昔は阿闍梨など参りて、讀經して祈られしに、近代に至りては、藏人参りて高聲に、「雨給へ海龍王」と唱ふる事になりぬ。是れ更に故實の所見なしとなり。

御註文に「七瀬御祓、單」とあるは、御祓の使を勤めたる者、歸り参りたる時、單衣ヒトヘナキを給はる例なるが、それと同様にしたまふ事もありとなり。「七瀬」の事は上にあり。「給紅打衣如何」とは、祈雨には赤を忌みて、白を尙ぶ例なるに、紅の打衣給ひたるは心得ぬ次第ぞとなり。「下庭」は清涼殿の東庭なり。「舞蹈」は拾芥抄に、再拜置笏立、左右左居、左右左取、笏小拜、立再拜とあり。左右左とは、左または右と、袖中ヒトヘナキに手をさしのべて、舞ふ如き姿勢をなして、喜び謝する意を表すわざなり。

又陰陽師奉_ニ仕五龍祭、或於_ニ神_ノ泉_ニ祭_レ之一名_ヲ雩_祭、三日齋籠、魚味御衣御鏡共不用之、又龍穴御讀經、神泉苑御讀經、水天供、數人奉_ニ仕此供有驗、

「五龍祭」は一名を雨請の祭ともいふ由なるが、仔細詳ならず。「齋籠」とは陰陽師の潔齋して、神泉苑に籠もるをいふ。「魚味御衣云々」は、陰陽師は右の如くすれど、主上は御精進の儀もなく、御衣御鏡など奉幣の儀もなしとなり。

「龍穴」は國史によれば、大和の國室生といふ地に、祭れる神なり。階梯に引ける古事談に云はく、室生龍穴者善達龍王居也、件龍王初住猿澤池、昔采女投身之時、龍王避而住春日山南、件所下人棄死人、龍王又住室生、件所賢傑僧都所行出也、云々。「神泉苑御讀經」のいはれは階梯に引ける諸註の文によれば、善女と名づくる龍王、金色の蛇、此の池に住めるを、祈りて雨を請ふ由なり。繁文により之を省く。「水天」は天部の神と聞こゆれど、委しき事を知らず。「龍穴」以下は皆僧侶の祈る所なり。

二社奉幣同_ニ止雨、黑馬或白馬又神祇官人參本官、祭主承仰祈申、諸社奉幣隨御占形有沙汰、神

祇有驗召殿上口給_ニ内藏寮祿、藏人給_ニ之寛治八年神祇少輔中臣輔弘祈雨、方_ニ殿上口_ニ給_レ祿、内藏寮大掛、本官七ヶ日、祈、永久任_ニ此例_ニ下部兼貞如此

「本官」は神祇官をさす。「祭主」は神祇伯また大副の勤むる例なり。「内藏寮祿」は注文にかゝせ給へる如く、大掛を給はるなり。「大掛」の事装束圖解に委しくいへり。

又祈_ニ山陵_ニ有_ニ宣命_ニ、其外御祈不可勝計、大極殿御讀經、或七大寺請雨經法、諸社御讀經、僧綱於社々讀_ニ金剛般若經、

「宣命」は上にあり。「大極殿御讀經」は大般若經轉讀の儀なり。「七大寺」は、東大、興福、元興、大安、薬師、西大、法隆の寺々なり。「僧綱」は僧官の惣稱、拾芥抄に僧正、僧都、律師、法印、法眼、法橋、謂_ニ之僧綱_トあり。

寛平例_ハ稻_八、賀_松、成_崇社々有_ニ奉幣_ニ也、凡_ハ不_レ過_ニ二社_ニ奉幣_ニ、尤有_ニ驗事_ニ歟、必以_ニ殿上_ニ使_ニ可_レ奉_ニ尋常_ニ御馬_ニ、祈雨_ニハ忌_ニ赤色_ニ、貞觀於_ニ神泉_ニ有_ニ船樂_ニ、應和於_ニ神泉_ニ被_ニ行_ニ北斗_ニ法、

「寛平」は、宇多天皇の朝、註に「八」とあるは八幡のこと、「賀」は賀茂、「松」は松尾、「稻」は稻荷、「春」は春日、「住」は住吉明神なり。「貞觀」は清和帝、「應和」は村上帝

の年號、上はしばくいへり。「北斗法」は陰陽家のすなる星の祭なり。

又十一社奉幣木島、乙訓、水主、火雷、恩智、平岡、座摩、生田、垂水、廣田、長田、雷公祭、雖有驗頗絕畢、範俊行請雨經法之時、威儀師能算以意趣壇邊放赤雞云々、世人爲珍事、

「木島」は山城國葛野郡木島座照御魂神社、「乙訓」は同國乙訓郡乙訓坐火雷神社、「水主」は同國久世郡水主神社、「火雷」は大和宇智郡火雷神社、「恩智」は河内國高安郡、

或説云大食津比古神大食津比咩神、「平岡」は又作枚岡河内郡枚岡坐四坐、「坐摩」は攝州西成郡、或云住吉同躰、「垂水」は攝州豐島郡、「廣田」も同國武庫郡、或云西宮、

「生田」は八部郡稚日女尊、「長田」は同郡事代主神、と階梯に記せり。

「雷公」は陰陽寮に於て祭る神とぞ。「威儀師」は式の威儀を張るために、列坐する者をいふ。「意趣」は遺恨の筋ありて、わざと請雨には忌む所の赤雞を放ちて、祈雨の

妨げをなしたるなり。「範俊」は東大寺の長者法印たり。
(七十七)御卜

諸社寺并所々奇怪珍事出來先有軒廊御卜、上卿行之、神祇官陰陽寮卜申、上卿以職事申子細、被問輕重子細、上卿兼日間官寮申也、可有御物忌職事下知之、

「軒廊御卜」は、上の陰陽道の條に註せり。「職事」の藏人なることも、上に所々いへり。「兼日」は數日を兼ねることにて、前日といはんが如し。

「所々奇怪珍事」とは、例へば徒然草に見えたる、何某が牛の放れて、使廳の内に入り、大理の座の濱床の上にのぼりて臥したるを、重き怪異なりとて、牛を陰陽師の

もとへ還すべき由、申しあひたる類なるべし。

不及軒廊御卜内々事召陰陽師於藏人所被問、進卜文皆連署、或七人或三人、神祇官卜於弓場勤、如藏人令卜、非強事、御卜不可行之由、在寛平誠訓、官寮不同之時用官也、

又内々密々以女房書被問陰陽師家常事也、

「如藏人令卜」とは、軒廊に及はず、藏人所や、弓場に於てする卜占には、藏人ぐらゐの者、上卿代として、卜を行はしむとなり。「官寮不同云々」とは、神祇官の卜に

吉といひ、陰陽寮の卜に凶といはゞ、官の方に従ひ給ふとなり。
(七十八)解除

「解除」は、主上の御喪忌解けて、凶服を除き給ふ儀なり。そもく天子皇父母の喪にあたり給ふをば、諒闇とて、一朞十三月の間凶服をめし給ふべき定めなりしが、萬機の御暇なきによりて、日を以て月に易へ、錫紵を服し給ふ事十三日に止まり、其餘の月日は、心喪を服し、一朞の後に、除服の祓を行ふ例なりき。此の條には、錫紵を除き給ふ儀につき、作法を記させ給ひしなり。錫紵のことは本文にあり。

年中行事障子、東御屏風二帖立廻、掃部寮其中敷小席二枚、其上敷縁端半疊一帖、青端也御座、在打敷左方立燈臺供御燈、敷

「年中行事障子」のこと、又その所在等上にいへり。「鎮子」は重しの事、屏風のあふらぬ爲に設く。謂はゆる風鎮なり。「打敷」は燈臺の下に敷く油單なり。殿舎圖解の

中にあれば見るべし。

先出御以前供錫紵、無文御冠、藏人盛柳宮居土高坏、尋常御冠也、御衣御袴如恒、不着直衣、往代先着常直衣

「錫紵」は天皇の喪服なり。喪葬令に、凡天皇爲本服二等級以上親喪服錫紵云々、義解に、錫紵者細布、即用淺黒染也とありて、淺黒色の細布にて製したる、闕腋の御袍なり。(闕腋のこと装束圖解に在り)扱この御服は、喪中といへども、常にめし給ふにはあらで、例へば十三日の初の日に、尋常の御直衣の上に襲ね着たまひて、即時に脱し給ひ、又十三日の終り(即ち解除)の日に、又常の直衣の上に襲ひて、即時に脱し、藏人所に遣し、祓へせしめ給ふなり。されば「出御以前云々」とか、せ給へるは、解除のため、出御ある以前に、錫紵等を供へおかるゝ由なり。

「無文御冠」は神事佛事の時の料なり。「卷纓」のこと、「無文冠」ともに、装束圖解にあり。そもく主上の御冠は、立纓とて、たわめて垂るゝ事なく、常は上さまに

立ちたるなり。御卷纓は、かゝる非常の時に限り。「柳宮」は上にあり。「土高坏」は土製の臺なり。「尋常御冠」とは、常に異なる所なきを申す。是れ則ち無文の御冠にて、柳宮に盛りたるものなり。「御衣御袴」も常にかはらぬ由にて、此の上に錫紵を服し給ふなり。この「御衣」は御小袖にあたる。されば次の御文に、「不着直衣」とかゝせ給へるなり。「往代者常直衣」とは、當時こそ、通常の小袖の上に、錫紵を襲ね給へども、往昔は、常の直衣（御引直衣ならぬをいふ）を着し給ひ、其の上に、錫紵をば着給ひたりとなり。

頭一人、女藏人二人相從、一人持唐匣宮、蓋入御櫛、一人加宇賀伊、次頭取、錫紵令着御布、御帶、只一結、次御冠、次入御、女藏人取常御冠入、次御冠并錫紵給藏人所、女藏人二人のうち、一人は「唐匣宮」を持ち、一人は「加宇賀伊」を持つとなり。「匣」は櫛筒なり。「唐」は美稱、その様は調度圖解に出だしおけり。「加宇賀伊」は笄なり。

髪搔を音便にてしか唱ふ。是は昔男女ともに用ひしものにて、髪をかきあぐるため

の、細長き金屬製の具なり。「布御帶」は、錫紵の上に結びたまふにて、凶服はよろづ飾りなきを主とすればなり。「次御冠」をめすは前なる無文卷纓の御冠なり。かくて一度本座に入御、女藏人は今脱ぎかへ給ひし、常の御冠、即ち有文立纓の冠をとりにて、ついで奥に入る。さて後、無文御冠と錫紵とを、脱除し給ひ、藏人所に渡さるゝなり。

上古或錫紵布也、青鈍直衣也、而郁芳門院御事時被問人闕腋治曆例

謹んで按ずるに、或人の、錫紵を以て青鈍直衣の事とする説は、いかゞあらむ。當時朝廷の制度しどけなくなり、喪服の故實も廢滅せしかば、かゝる説もある也けり。そも錫紵は淺黒色の細布の闕腋なる事、上に注せしが如し。青鈍は、それとは殊にて、しかも心喪の服なれば、錫紵よりは輕きものなり。西宮記臨時四に、心喪、裝束、綾冠綾袍、青朽葉青鈍袴等也、除重服之後、一月着輕服とある如く、本義は錫紵を脱し給ひて後、心喪の服として、鈍色の袍をば着御あるべきなり。然るに、

此の頃は既に重輕の服を混同し、剃さへ直衣の略服を以て、凶禮の服とせし事、一般のならひと見えたり。さるを郁芳門院崩御の時、人に問はれたるに、治曆の例は、直衣にあらずして、鬘腋の袍と答へし者ありしを、此の帝は、さすがさる故實をも尋ねて記させ給へるにていと尊し。「郁芳門院」は堀河天皇の御准母、「治曆例」は後冷泉院の崩御に、後三條天皇の錫紵を着し給ひし例を申す。

屏風其口許聊アケタリ、御衣自内藏寮給縫殿寮染之、向給方角被問陰陽寮也、

屏風は錫紵の解除を行ひ給ふ場所なり。「御衣」は則ち錫紵にて、縫殿寮にて染むるなり。主上の「向給方角」は、前以て陰陽師トひ申すなり。

郁芳門院御事時、廿日錫紵、廿二日除服、御裝束如一日、改御裝束御冠還簾中、又供御裝束、御直衣如恒、

「郁芳門院崩御」の時、御准母の故を以て、錫紵をめし給ひしが、僅に三日にして解除あり。されば、喪に入り給ひし日と、解除の日とをのぞけば、唯一日の如し。御

裝束御冠を改めて、還御の後、更に又御直衣を供じたりとなり。

錫紵於川原祓御冠給藏人所被改御冠許一説也、御除服後、於朝餉有吉書事、

「被改御冠許云々」とは、一説に除服の後も、御冠だけは、常のを改めて、無文のをめしたまふとも申す由なり。「朝餉」「吉書」皆上にあり。

(七十九)御祓 八十鳥在別

此の「御祓」は、解除の時御身の不淨を清め給はんとする御祓なり。「八十嶋」は、顯昭法師が袖中抄に、代初にはやそ島の使とて、内の御めのとの立ちて、八十嶋めぐりと云ふ事は侍る。それも嶋々に祓すべきを、住吉の濱のこなたにて、西の海に向ひて、もろくの鳥々の神を祭るをいへり。とあり。其の作法は、江家次第に委し。

尋常如七瀬御祓上巳等、内侍進撫物、上臈傳之撫御身給、使歸之後、着御直衣マテアリ、一切祓如此、

「七瀬」の事上にいへり。「上巳」は三月三日をいふ。「撫物」は大かた御衣なれども、又唯の絹裂キレを用ふる事もあり。之を祓して、それにて玉體を撫で給ふなり。「使歸」とは、七瀬の御祓の如く河原へ參向せし御使なり。着たまふ眞似し給ふ御直衣は、祈禱したる御服なり。

毎日祓御衣許ハカリ毎日御身上引懸、保安或記七瀬御祓使用、四位五位殊ナ時ナ用、四位五位少故歟、是代始也。

「毎日祓」は御かゝり湯ありて、御衣ばかりを召すまねなり。撫物とてはなく、玉體に引きかけ奉るなり。七瀬の御使は、通例四位五位の殿上人之を勤む。但し特別の場合には、四位を用ひ給ふ。五位の人員少きゆゑ歟となり。是代始也とは、御即位の始の年は、殊に四位を用ひ給ふ由なり。

(八十)護身

御持僧中必一二人、一陀羅尼、驗者加之、朝夕候奉護身、鳥羽院御時、行尊夙夜祇候、其外毎

參内、必有護身、毎日御拜以後也、神事時又不能參入、護身時必引懸直衣、或隔物有之、

「陀羅尼」は經の名、「驗者」は修驗者の略、「行尊」上にあり。「引懸直衣」とは御服をかけおき、玉體に准じて御加持まゐるなり。「隔物」とは、直接玉體に向ひ奉らぬ由なり。

二間ナラデハ隨便、南殿或后宮御方ナドニテモ有之、只護身許七日ナレドモ、不給布施、有御物付、必給祿、或有賞、后宮母后ナド有例、祿御裝束也、

「二間」は上にもいへる如く、清涼殿中の室名にて、佛事加持など行はるゝ所なるが、支障ありて、此の室叶はねば、便宜の場所にて物するなり。只護身云々とは、通常の護身としては、七日の定めなれど、其れだけならば、別に祿を下されずとなり。「布施」は布襯捨施の略にて、僧に惠施する義といふ。又書言字考には、俱舍論を引いて、運心寬廣名布、輟已惠人曰施とも記せり。

「御物付」とは昔の俗に、物怪とて、生者にても死者にても、怨靈の祟る事ありて、

病苦をなす時は、其の靈を別人にかり移して、病者の苦を救ひ、或は其の怨み祟る由を問ひ聞きて、然るべく取り計ふ事あり。紫式部日記枕草子等、當時の雜書を見たらむ人の、熟知する所なり。此の病人のために、物うつさるゝ人を、「物付」とも、「よりました」とも稱せしなり。されば、かゝる物怪ありて、それがために「物付」をも定めて、加持せさする時には、祿を賜るとの義なり。

百日被渡物、神事時於陣外打之、物付如只女房衣、唐衣袴也、如萩戸有此事中隔懸御簾爲隔、僧居疊、物付候板、立屏風於其後、

「百日被渡物」一句不審、階梯には、百日も物を渡さると讀めり。さらば百日間の御加持には、祿給はる由か。按ずるに、御加持百日に渡る程の物にて、其の間に神事あらむには、禁門の外にて、之を調伏すべしとの義にてもあらむか。

「只、女房」は、宮中奉仕の女房にて、此の物付になる者をいふ。衣唐衣袴は、女房の装ひなり。「萩戸」は上にいへり。此所にて御加持あらむにはとなり。

打物置圍碁盤、有可問事内々女房等一二人問之、物付起時際御障子ヲタツルナリ、被逐退時進綱撫御身、生絹也、東宮時布也、

「打物」とは、惡靈などならば、驗者之を打ちて、責めきたむるなり。其の時物付の女房はうたず、其の代りに、打つ物をいふにて、碁盤を置きて、それを打つなり。「可問事」とは、其の靈の祟りをなす理由を、聞きたむすなり。「物付起」とは、靈の立ち去る事にて、再び返り來ざらむ爲に、障子をたつるなり。「綱」は撫物とする事とは聞こゆれど、何故綱を用ふるにか、詳ならず。もしは不動明王の、縛の繩にかたどらるゝか。

(八十一) 御祈

「御祈」は、天災地妖また兵亂などある時、御持僧をして祈禱せしめらるゝ事なり。御持僧外御祈奉仕人過法多中々無詮、宿曜師等無何房々引軒注連還見苦事歟、御持僧又其外、近代法親王ナド其外奉仕御祈之僧不可過一兩人、宿曜師不可過二三人、陰陽

師又同、臨時雖濟々可被召、長日御祈奉仕不可多、

「御祈」は元來御持僧の役なり。されば此の外に、別の僧を多くめさるゝ事、其の詮なき事ぞとなり。「宿曜師」の事は上の凡僧の條下に註せり。「房」は局なり。「濟々」は衆多のことをいふ。臨時の大變朝敵などの起こりし時は、多くもめさる可しとなり。「長日御祈」は、霖雨或は后宮御懷孕などとして、百日もその以上も行はせられんには、奉仕の僧多かる可からずと也。

昔造佛像與御讀經殊御祈也、近代以修法祭爲殊祈、是何依時事也、修法誠第一祈無雙歟、造佛御讀經又同、

昔は何事か御願の時、佛像を造らしむると、讀經せしむることを御祈とせり。然るに近代は、修法や星神などを祭るを以て、祈とす。是れみな時勢に依る事ぞとなり。中にも修法は重き御祈の時の事にて、これに雙ぶはなし。但し造佛讀經も、同じ功德あるべしとなり。

於公家殊御祈者孔雀經法也、二季於真言院奉之、大師起請以三宗長吏二修、不
レ論其人一必可有驗也、近代絶畢、其外三

宗大法東寺延
曆圖城雖多、孔雀經、仁王經、大北斗、如法愛染王、如法尊勝、普賢延命、熾盛光、七佛藥師、尊星王、金剛童子等法、又五壇其外秘法供等不可勝計、依時且隨阿闍梨申被行也、

「公家」はオホヤケと讀みて、禁廷の事を申す。後世クゲと音讀して、武家に對し、堂上家の惣稱とすれど、こゝは猶禁中の事なり。二季は春秋なるべけれど、近代絶畢とさへかゝせ給ひたれば、今にしては委しき作法を知りがたし。御註の「大師」は弘法の事、「起請」は誓言を立つること、「宗」は真言宗、「長吏」は拾芥抄に、座主、檢校、別當、謂之長吏、とあり。一宗の統領なり。其の人に拘らず、宗の長吏を以て法を修せば、必ず驗ありと誓ひたる由なり。「真言院」は弘法大師唐朝の内道場に准じ、申し請ひて宮中に建てられたるなり。其の所在等の事、宮殿圖解を見て知るべし。「三宗」はもと二宗とありしを、寫し誤りたるにはあらかじか。「東寺」は真言、「延曆」「園城」は天台宗なればなり。或は三寺の誤りにてもあらむか。さて孔雀經仁王經以下の經、

並びに修法のことども、何れも詳ならず。

又依事可被行之所謂祈雨請雨經造作時安鎮逆人時四天王辛酉年金門鳥敏五大虛如空藏也此事多後七日太元恒例事勿論御持僧長日三壇法外必臨時恒例可被行

「依事可被行之」とは、事柄により、修法の別ある由なり。譬へば祈雨には請雨經を讀誦する類なり。「造作」とは、宮殿御造營などの時をさす。「逆人」は叛逆人の出でし時なり。安鎮四天王ともに經の名ときこゆ。「辛酉年」とは伊藤東涯の制度通に、本朝には辛酉甲子の年、必改元あり。之を革命革命と云ふ。此の年に改元ある事は、もと易の革卦より起る云々とあり。六十一年目に辛酉となる。その時、年號を改めらるゝなり。「金門鳥敏」は、階梯には三部秘抄といふ書に、カノト(金門)ノトリノトシ(鳥敏)と讀むべき由を云ひ、次に、辛酉は是れ支干只金なるが故、剋一切草木五穀不成仍修五大虛空藏法令國家豐饒云々とある文を引けり。

「後七日」とは正月八日より十四日まで、修せらるゝ法なり。公事根源眞言院御修法

の條に、是れも今日より七日行はる。今年金剛界なれば、明年は胎藏界、年々に替るがはる修せらる。後七日の御修法とは、此の事なり。とあり。太元も同書同條の次に、太元帥法、治部省にて七ヶ日之を行はる。藏人内藏寮の官人を以て、御衣を給はりて、壇所におくる。御衣宮に入れて、緋の綱にて之をゆふ。御所より給へば、藏人封を付けて之を治部省に遣して、御祈を致さしむ。結願の日は、御衣をもとの如く返上するなり。此の帥の字をば讀まず。唯太元の法とよむが、口傳にて侍るなり。と見ゆ。「長日」は百日のこと、三壇は七壇五壇三壇などありて、修法の式の名なり。

被造御佛丈六等身以下不可勝計於二間有供養又於別殿他所有之木像不立御帳内也御讀經二間最勝講仁王講法華經大般若觀音經等故人説不及三世口御讀經每事藏人方沙汰也或御殿或南殿也

「丈六」とは佛像を一丈六尺に造り。「等身」とは願主と同じ長に造るをいふ。其の外

造佛の式、數へがたく多かるべし。「木像不立御帳内」とて、畫像は帳臺の柱に懸くる事もあるなり。「最勝」仁王等の經文を講せらるゝ儀、公事根源にも出でたれど、さしたる説もなければ引かず。是れら皆清涼紫宸等の殿中にて行はるゝ也。御注の中に「卅口」とあるは、讀經の僧の員數、三十人を超過せざる由なり。

千僧御讀經天變地妖御惱之時尤行之、通萬事第一御祈也、法勝寺延曆寺及東大興福寺等多觀音經、口別百卷有度者、藥師經口別十二卷、仁王經口別五卷、大極殿又同、七大寺御誦經使所雜色、天曆御記、同御讀經、最勝王經大般若等也、諸社御讀經三ヶ日仁王經、金剛般若等、

「口別百卷」とは、僧三人に百卷づゝをあて、讀誦せしむるなり。註に「度者」とあるは、功德のために、僧尼たる事を許すをいふ。そもく上古は、僧尼とならむに、度牒とて、朝廷より免許の證文を下さるゝ制なりき。此の度牒を得て、僧尼となれば、納稅徭役などの義務を免せらるゝ特典あれば、濫りに出家する事叶はざりしを、功德のためには、人員を限り、志願者に度牒を賜はりて僧とす。之を度者とはいふ

なり。「七大寺」は東大、興福、西大、元興、大安、藥師、法隆の七寺にて、いづれも大和の國に在り。「御誦經」とは、もと經文を讀誦する事なれども、中古以來の記録には誦經者に布施する事を誦經とのみいへり。こゝも其の義なり。註に「使所雜色」とあるは、以上七大寺誦經の御使、即ち施物の使には、藏人所の雜色、御使に參る例なる由、天曆御記に在りとなり。

同神馬不吉時定事也、只時昔不然、近代内々常事也、後冷泉院御惱之時有此事、建久末又有神馬、穢中不行調伏法之由、寛治有沙汰定畢、

「神馬」は社寺に奉納する馬なり。不吉の事なき時は引き奉らざる事、昔の例なり。「穢中云々」とは、禁中觸穢の時は、調伏の法をも行はれぬがよしとなり。「寛治」は堀河院の時にて、然るべく定まりたるとなり。

又廢朝後御祈忌重復日、五壇法時重服人不候、寛治例御修法常神事白地出陣外常事也、又小神事出僧許佛不出有例、於本寺坊行常事也、

「重復日」は廢朝の條に註せり。「陣外」は禁中の外といふに同じ。御修法神事の日にあたる時は、暫くかりそめに佛像僧侶とも、禁中を出だすなり。

陰陽師、御祭、祓、屬星、玄宮北極、太一、或三萬六千神、老人星等、不可勝計、或遣御衣或御鏡、精進魚味皆依祭、藏人多爲勅使、或殿上人有例、齋籠イモモリナドニ女房向其所爲代官例也、四界御祭、所衆瀧口各四人爲使也。八人

「屬星」は生れ年の十二支に配當したる星神なり。拾芥抄下、屬星の部に出でたり。之を祭るとて、精進などをもするなり。「玄宮北極」これ亦北辰の星を祭ること、太一も星の名なり。「御衣御鏡」を遣すは、撫物にせん爲なり。「齋籠」は三日乃至七日間、祭壇の所に精進して籠もり居る事をいふ。「代官」は女房など御名代として、參籠するなり。「四界御祭」は道饗祭の事なり。公事根源に、是れは疫神の祭なり。毎年に必ず行はるべき事なり。近頃は絶えて侍るにや。是れも卜部の人、京城の四角の路にて、鬼魅の他方より來るを、京洛に入らざらしめん爲に、路上に供物をそな

へて祭る也。鎮火道饗の祭をば、四角四界の祭と申すなりとあり。鎮火道饗此の二祭は、季夏季冬に行はる事、神祇令にも見えれば古しといふべし。

(八十二)御修法

於便所別殿被_レ行之時、有_レ渡御、初夜、結願、又中_ニ任_テ御意、其日御精進也、若俄_ニ御修法朝供_ニ魚味_ヲ過_テ六時、有_レ渡御、于_レ時御湯殿御引直衣、張袴、或生袴、供御草鞋、乍_ニ御袴_ヲ踏入也、敷_テ菴道、
「便所」は便宜の場所、「別殿」は清涼殿の外をいふ。「初夜」は御修法始められたる夜、「結願」は終りの日、「中」は其の間の日なり。「朝供魚味云々」とは、其日夕六時以後は、修法の所へ渡御もあるなり。「御湯殿」は御湯浴し給ふこと、「御引直衣」等のと皆上にありき。「乍御袴」は、御挿鞋をめし給ふに、御長袴の裾ながら、ふみ込み給ふなり。「御草鞋」前に辨せり。「菴道」は主上通御の道へ敷く菴の事なり。

頭、中將或次將、取_レ御殿、御劔、前行、東帶若直衣殿上人候、脂燭、頭候、御供入、御聽聞所、主上或持念珠、立_レ廻大宋御屏風、供_レ御座、御劔、役人候、屏風、際、御修法畢還御、又初鈴後還_レ本殿、在_ニ舊_一

「御殿、御劍」は、清涼殿晝の御座の劍なり。「大宋屏風」は唐人打毬のさまを畫けるもの、「初鈴」は修法中二度振鈴あり。初度のを初鈴とも、新鈴ともいふとぞ。御加持參二間、結願、御加持或召中殿、垂母屋、御簾、以第三間爲阿闍梨座、伴僧在石灰壇、頭仰勸賞、又說御加持、後仰也。

「御加持」は修法終はりて、後に參るなり。「垂母屋、御簾」とは、廂の間より簾ごしに御加持するなり。「母屋」は家の中の間なり。殿舎圖解に委しくしるせり。「勸賞」はたゞ御褒美を賜はる事なり。

(八十三)御讀經

於中殿、行時垂母屋、御簾、以帳間爲御所、但必無定、或於二間、行之時於上、御局聽聞、或夜、御殿、公卿着座時有出居堂童子、二間儀不及廣、

「出居堂童子」は上にいへり。「不及廣」は廣大にするに及ばすとの意にて、公卿出席なきなり。階梯にも無公卿着座并出居堂童子也とあり。

於南殿、行之時、多無渡御、但殊御願御祈有臨幸、保安二年南殿百座、仁王會、主上御南殿、乾角掛御簾爲御所、御束帶、頭中將忠宗取劍前行、先々御直衣歟、

「保安」は鳥羽院の御宇なり。「百座」は百僧の座を設けて、讀經せしめらるゝなり。于時爲隆曰、凡出御南殿、皆御束帶、又幼主直衣也、此說如何、宗忠公曰、交易、御馬御覽時、非幼主皆直衣也、思之御束帶無謂、可爲直衣歟、御願趣天變地妖時仰之、有別事歟、又被仰如然事頭之計也、執柄、下知也、必主上不能出綸言、

「交易御馬」の事後に見えたり。「御願趣」天變地妖などならば、主上御みづから其の趣旨を仰せあるべきなれど、別事か、又然るべき仰せごとは、藏人頭の取計らひに任せられ、執柄の臣より下知する例ぞとなり。

(八十四)殿舎、渡御

渡御殿舎、后女御、御方密々儀、自昔不及廣、侍臣少々候御供、或小舍人童藏人等候之、不及御劍、藏人數、菴道、近代殿舎中皆有打橋、或不用菴道、御草鞋用之、御裝束無定様、御

冠必着御也、或有式渡御所謂女御露顯等公卿在御供御直衣也、

こゝの「不及廣」も事々しく廣大にするに及ばず、とのことなり。されば下に侍臣少々とあり。「小舍人童」は謂はゆる殿上人童なり。上にいへり。「打橋」は源氏の註、細流抄に、切馬道に板を打ちわたして、通ふ道なり。とあり。「女御露顯」とは、女御入内の夜より、大かた三日程ありて、更めて女御の近親などに、御對面ある事なり。人臣の婚儀にも、又露顯あるさまは同じ。之をトコロアラハシともいふ、委しくは、余別に考證して、婚姻の制度習慣を記したる文中に具しおけり。

寛治堀川院燒亡後、大炊殿從東對御西對敷、庭道主上御引直衣、内侍二人取劍璽出、宰相中將經實宗道等取之在前後、殿上人候脂燭、關白以下公卿四五人皆束帶扈從、次有吉書藏人方先於殿上内覽、今度依密儀無公卿饗饌并反閉、安和二年圓融院初渡御清凉殿是讓主上御束帶、有饗饌、内侍二人取劍璽、五位侍臣候脂燭、是等例難比近代事、

「吉書」のこと、粗上にもいへる如く、こゝは徙移の吉書なり。註に「藏人方官方」と

あるは、元來吉書は、藏人と太政官の辨官とより、おのゝ別事を奏する儀なればなり。「反閉」のことも、上に註釋したり。此の外にはいふべき事もあらず。

(八十五)交易、御馬御覽

「交易御馬」とは、陸奥の國は馬の産出多きにより、租米に易へて、馬を貢するなり。其の式江家次第十九に委し。

陸奥、交易御馬、或臨時召之、近來舍人上洛奉解文、辨内覽、次奏主上出御南殿、御直衣或於大庭上卿已下行之、二三返令騎如駒

「舍人上洛」とは、當時のならひ、衛府、舍人また府生など、奥州へ下向し、馬を徵發して歸洛せしなり。「解文」は國司より太政官へ出だす書付の名にて、こゝなるは、馬の頭數、毛付など細かにしるしたる送り狀なり。「駒引」は毎年八月十六日に行はるゝ式にて、公事根源に今日は信濃の勅旨牧の馬を奉る。六十疋なり。もとは十五日に侍りしかども、朱雀院の御國忌にあたるによりて、十六日になさる。天皇南殿

に出御なりて、御馬を御覽す。上卿御馬の解文を奏す。云々とある是れなり、有出御、上卿進、簀子候毛付也。於大膳職或馬寮飼御馬不同也。又於仁壽殿覽御馬、有出御とは、主上の出御なき略儀もあればなり。「候毛付」は一々馬の毛色を書きとむる役を勤むるなり。

(八十六)南殿儀

此の條は、前の御馬御覽の續きとも申すべく、紫宸殿に出御ありての作法を、記させ給ひしなり。

尅限主上御南殿御直衣如任大臣節會御御帳西間廂大床子大宋屏風在後頭候其邊攝籙不候是有引分故也但上古多候歟。

「任大臣」の事は、江家次第にも見えたり。凡そ内外官の除任は春秋兩度の除目にて、毎年定まりたる時節を以てせらるゝ例なれど、大臣は、一般の職司と異なれば、臨期に宣旨を以て任せらるゝなり。「攝籙」は攝政のこと、「引分」とは分與する事なり。

り。江家次第にも、一院東宮執柄に奉らるべき由記せり。さて攝政に分ち賜はる時、庭上におりて拜すべき法なれば、其の煩を憚りて、始めより殿上に候せざるなり。

上卿自東階進候簀子次引御馬自日華門上卿曰乘禮騎二三廻後上卿曰下利次引立南庭左右年預將并馬頭進立南階下上卿曰御馬取禮次引出御馬左日華右月華次上卿退下文於笏次於陣辨以下引分將參上卿分之院關白家等也走御馬用寮移或不足依仰也。

「左右」は左馬寮右馬寮なり。「年預」は御馬屋の預り役なり。中少將のうちより勤む。年々に替るによりて、年預とは稱するなり。「引分將」とは、院東宮の御方々、さては關白家へ分配の御馬を參らす御使をいふ。「走御馬」は御走り使の乗る料なり。「移」は古今要覽稿に、西宮記に近衛次將移馬とあり。移馬といふは、延喜式に牧放飼馬者寮移於當國國即令牧子牽送と見えたるを考ふれば、左右馬寮より、移文を作りて、某の國に放ち飼ふ所の馬をめす。故にこの馬を移の馬といふなり。云々、また人に貸して乗らしむるより、必ず近國の牧にうつし飼ふ事はなけれども、移馬

といふ云々、移といふ名は、移文と同じけれども、文の事にはあらで、騎り用ふる人の、移り替はるをいふなり」と記せり。されば、常は寮に飼ひおきて、公月ある時は、誰れにも貸して騎らしむる馬をいふ事と聞こえたり。
 (八十七)帥大貳諸國受領赴國

「帥」は九國二鳩を管する、太宰府の長官なり。職原抄に、勅任官也、多是以有品親王任之者、權帥若大貳知府務而已」とありて、中古以來、帥たる長官、大かた任地に下向せず、大貳といふ次官に、政務をまかせらるゝ故に、帥の次に大貳をもかゝせ給へるなり。「受領」は國司のことなり。太宰は任期五年、諸國司は大かた四年にしに交替する定めなるが、新任の官、その地に赴任する時、主上の御待遇の作法を、かゝせ給へるなり。猶帥大貳赴任の事は、江家次第に委しく見えたり。
 帥大貳赴任上古必參内、召弓場賜酒肴歟、次召御前給祿祿人件祿白掛一領、御衣一襲也、延喜興範或給御衣許天曆元名如此、友于如此此彼時召南廊小板敷給祿拜舞退出、又殊被加半臂下襲上

袴又相給實成經家重尹例也

「帥大貳赴任」は、帥と大貳と共に赴くにはあらず、前にもいへる如く、帥の任地に赴かざる時は、大貳その代官の如く、國務を執るなれば、帥の赴任か、又帥はゆかずして、大貳の赴任する時は、との意なり。「弓場」は拾芥抄に、校書殿北清涼殿前殿上前とあり。此のこと上にも註せり「掛」より下半臂下襲の類、ほぼ上巻にも註せる上に、裝束圖解の中に、圖をさへ出だしおきたれば、こゝには略す。「南廊」は清涼殿の南神仙門の内なり。

寛治大貳長房赴任之時、參内十一日參、廿七日可赴任以頭辨季仲申來廿七日可赴任奏聞、次主上出御晝御座御直暫移晝御座於南廂返燈南廂敷疊二枚爲公卿座、其次敷圓座一枚爲大貳座、次召公卿公卿着座雜實已下次召大貳大貳着座、殿上五位居衝重無先大貳前、次公卿前、次頭勸盃瓶子二獻、大納言勸盃大貳大貳擬治部卿三獻如初、

「燈樓の綱を返す」とは、南廂には、燈樓を釣り下ぐるための綱あり。然るを、出御

あれば、其の綱の御冠などに觸れざらむため、その端を結び返しておくことなり。
(晝中は燈樓をとりはづし置くこと勿論なり)、「圓座衝重」上卷に註せしが、なほ調度
圖解の中にも詳説しおけり。「勸盃」は已れ先づ呑みて、更に盃に酒を盛りて、人に
勸む。是れ故實なり。昔は人に空盃をさすことなし。「瓶子五位」は五位の者瓶子を
とりて、給仕するなり。「擬治部卿」とある擬は、盃をさすことなり。

次主上目大納言、大納言進御前、奉仰復座、目大貳、大貳進大納言、前傳仰、は無定様、宰
府間事隨時也、次頭取御裝束給長房、下襲半臂上袴加、大掛一、大貳下長橋、舞蹈、次給御
馬不置鞍官、經信取一領他、祿道時、基綱取之。

「無定様」は、大納言をして傳へしむる仰せの御言葉をいふにて、勅語の定式はなし
となり。江家次第にも、勅語隨時不同多是可、能慎不虞、興復管内、隨勤可賞由歟
とあり。「長橋」は清涼殿の南端より、紫宸殿の方へかよふ橋なり。「經信取一領」と
は、數多き祿ゆるに、此の時大納言たりし經信が、長房大貳に賜はりし、祿の一つ

を取りて傳へしなり。

經信先於弓場以頭申事由、則着殿上、公卿以前召經信、是爲上臈故也、拜畢入御公卿
平伏、

この段の「經信」は帥になりたる時の經信なり。階梯に、大記(嘉保二年七月六日)帥
經信卿赴任之由、御前有餞事云々の文を引けり。此の卿の帥となりし時は、先づ頭
を以て赴任の由を奏上せしめしなり。「公卿以前」とは、公卿の着座以前に、特に召さ
るゝ事なり。

匡房依爲重服於殿上以藏人奏可赴任之由、次於弓場給内藏寮、大掛一領、藏人給
之、次給御馬一疋、

これは大江匡房卿、權帥として赴任の時の例をかゝせ給へるにて、重服中なりしか
ば、御前に召さるゝ事なかりしなり。

凡大貳赴任日、内藏寮殿上居肴物、依餞儀也、如宇佐使同之、受領赴任時、其身參版陣、

以藏人傳奏、召内廊給祿、藏人拜舞退下、若國間有可被仰事、其時近召、奉仰稱唯、

「宇佐使」は豊前國宇佐八幡の祭使として、下向の時をいふ。「受領、赴任時」は酒行を賜はらず、祿のみなり。「腋陣」は無名門なり。「内廊」に南廊に同じ「稱唯」は勅語を受けて御返辭を申す事なり。

殿上受領召時不垂御簾、地下受領垂御簾、應和丹波守高輔赴任之時、被召御前、不垂御簾、止昇殿之後、不幾故也、在御記、

「殿上、受領」は殿上人にして、國司となりたる者をいふ。「應和」は村上天皇の御宇、「御記」も同帝の御日記なり。

内裏穢時、國司於陣外申事由、仰聞食由、不給祿、又御物忌時給祿、不召御前、應和伊豫又守公義例有指合事時、以藏人申事由、於腋陣給祿、不召御前、是流例也、應和依除目、議不召御前、如此祿殊給御衣一襲、只内藏寮也、又依夜陰、不召御前例也、康保例

「指合事」は禁中公事などにて、御用繁の折をいふ。「應和」年度の時は、除目と指し

あひて、御前に召さざりきとなり。「祿殊云々」とは、かゝる時下賜の祿は、特殊の場合には御衣一襲、只の時即ち通例は、内藏寮の大掛ばかりぞとなり。

(八十八)明經内論義

「明經」とは、上古大學寮に置かれたる學科の一つにして、詩書易春秋禮記周禮儀禮などの義を教習する所なり。さて爰にいふ所は、釋奠の翌日、内裏の紫宸殿に於て、博士學生、經文の難義を、問答講論する式あるをいふなり。そもく釋奠の事は、江家次第に委しけれど、文繁ければ引かず。公事根源に記す所、大要を知るに足らむ。云はく、是は年に二度、二月と八月とにあり。丁の日、必ず行はる。日蝕、國忌、祈年の祭などにあたれば、中の丁にあり。大學寮にて行はる。孔子并びに十哲の影を祭らる。云々、此の釋奠は、文武天皇大寶元年二月に始まる。禮記の王制に、菜を釋き幣をおきて先師を禮すとあり。此の故に、釋奠とはいふなり」といへり。かく釋奠は、大學寮にて行はるれども、明經論義は、内裏に

てせらるゝ故に、内論義とは申すなり。さて此の儀、後朱雀院の時行はれし後は、久しく絶えたる由、階梯に見えたり。

主上御南殿、母屋、御簾内、次内侍臨檻喚人、次公卿參上、次近衛將參上着座、次大臣喚内豎、内豎稱唯、入自日華門立櫻樹西南、大臣宣博士召、次博士已下入自日華門列軒廊前、櫻東程西、上北面

「檻」は紫宸殿の簀子の勾欄なり。「近衛」は次將にて、簀子に出居て、威儀を張るなり。「内豎」はチヒサワラハとよみて、謂はゆる童殿上のものなり。

次博士等着南簀子床子、次問答、次博士等退下、次公卿出居下殿、次還御本殿、次藏人令持祿於左青瑣門令給博士已下、

「床子」は腰かけ臺なり。宮殿調度圖解に委しくいへり。「出居」は上の近衛をさす。いはゆる出居の將なり。公卿たちも、出居の次將も、共に退出する由なり。「本殿」

は清凉殿、「左青瑣門」は紫宸殿の東の軒廊にあり。

(八十九)雪山

庭上に雪をつみて、山を作る事なり。是れさしたる故實あるにもあらず、中古以來風流のすさびに、何となくしいでたる事なり。

年内雪蒙催所衆瀧口參、春雪沓鼻隱必可參、大内藤壺弘徽殿也、里内依便宜藏人下知修理職、儲屋具、雪不足時被召諸御願寺、執行奉之、瀧口相具衛士及取夫上殿舍上、次棟拋雪、所衆作雪山、

「沓鼻」は沓の先端の所をいふ。雪降りて、履のつまさを隠す程につもれば、必ず參内すべしとなり。「里内」は上にいへり。「屋具」は雪山を作りし後、上おほひにするなり。「執行」は寺務を取扱ふ半僧半俗の者、「取夫」は諸司の直丁にて、今の謂はゆる小使なり。

瀧口、上臈三人、所衆、上臈三人、立庭奉行、持柄振、藏人頭候、簀子奉行、多直藏人候、便宜所、傳事、修理職作屋、凡如此事、上古不見、自中古事也、事始、大略一條院御時以後也、清少納

言記在其仔細、

「柄振」は本字柄とかく。和名抄にあり。雪また土塊など、かき寄する具にて、長さ柄の先に、横板を打ち付けたる物なり。清少納言記は、枕草子の事なり。同書に雪の山東宮弘徽殿にも作られたる由をきいて、「こゝにのみ珍らしと見る雪の山、ところ／＼にふりにけるかな」とよみたる事あり。階梯に承久前後雪山の例をあげて、伏見永仁之比までありし由を記せり。

初雪見參近代絶畢、初雪、日仰六位藏人令取見參、藏人束帶、或宿衣、召朝餉、仰之内侍傳仰、藏人進見參、給祿、内藏寮絹大藏省布也、

「初雪見參」は公事根源に、昔初雪ふる日、群臣參内し侍るを、初雪の見參と申すなり。桓武天皇延暦十一年十一月より始まる。初雪に限らず、深雪の時は必ず諸陣見參を取るといへり。とあり。「見參」は高田與清翁の説に、現參にて、不參せず、現に參りたる人々をいふ。公事の日、其の事に預かれる官人の名を記し、交名をば、

見參の文といへり。さて轉りては、人の許訪ひて、對面するをも見參といへる也。といへり。「宿衣」は殿居裝束とて、衣冠の裝ひをいふ。衣冠のこと、裝束圖解に記せれば略す。「進見參」は、彼の謂はゆる見參の文、即ち交名を進らするなり。女房藏人以上絹一疋、主殿掃部、女官、信濃布四端、下各二端、御厨子所得選、各一疋、刀自各三端、此外御廁人、長女、内豎、主殿官人、史生、案主、下部、今良、諸陣、府生、番長、舍人、依差給之、

「一疋」は上古の制、五丈二尺なり。「女房藏人」は、典侍より女藏人までをいふ。「端」も五丈二尺にて、長さは疋に同じけれど、舊制絹に疋といひ、布に端といひしなり。端を陪せしを疋といふは、後世の事なり。「御廁人、長女」等は下司の女なり。「下各二端」は已下各とありしが落ちたるか。

「案主」は院付の役人にて、「今良」はイママキリとよむべし、階梯にイマヨシと訓點したるは非なり。こはもと、過ちありて賤民になりたるもの、更に許されて良民

に編入せられしをいふ。主殿寮に附屬する男女の下部なり。延喜主殿式に、凡今良男一百四十一人、女二百廿六人並給月糧とある是れなり。

(九十)犬狩

禁中の犬を狩り出ださるゝなり。是れ定まりたる儀にもあらじ。枕草子に、翁丸といふ犬を狩り出だし騒ぎし事あり。思ひあはさる。

藏人承仰下知、所衆瀧口參、瀧口帶弓箭、儲所々射犬、所衆居縁下狩出、而此役太見苦、仍近代好遲參、定蒙召籠、仍衛士并取夫人縁下、

「儲所々」とは、待ち儲け居て、走せ出づる犬を射るなり。「召籠」のこと上にありき。

匡房記曰、堀河院御時、犬狩被閉諸陣、而先例當御物忌時、犬狩尤有便云々、予俊忠又藏人一兩人持弓、先例犬狩時、仰左右近陣、吉上等狩之云々、殿上將佐已下可持弓也、

「閉諸陣」とは、門々を閉鎖せらるゝをいふ。「御物忌時犬狩有便」とは、諸門を閉ぢらるゝ上に、衛士瀧口など、勤めむきの御用閑暇あればなるべし。「予」とは匡房卿

みづからのこと、「吉上」は上の馬部吉上とある下に註せり。「殿上將佐」は昇殿ゆりたる人々なり。上にもありき。

(九十一)鳥

幼主時小鳥合、并鷄鬪常事也、仔細無定様、又遣馬部吉上取小家、小鳥雞流例也、如此興遊、幼主御時事歟、

「小鳥合」は、左右の方をわけ、色々の小鳥を競べしめて樂みとし。「鬪雞」は、蹶あはしめ勝負を見そなはして、興じ給ふなり。鬪雞もトリアハセと稱して、古くよりあり。年中行事にも入れり。

(九十二)蟲

松蟲鈴蟲、類人々進之、或被召賀茂社司、堀河院御時、頭以下向嵯峨野、誠有逍遙、是給蟲屋向、選蟲奉之、

堀河院の嘉保二年八月、殿上のをのこ、さが野にむかひ、蟲をとりて、後さまぐ

の興ありし事、著聞集に見えたり。「逍遙」は遊びあるく事。「蟲屋」は蟲をいゝ籠なり。

禁秘抄講義 下終

296
337

明治三十四年二月七日印
明治三十四年二月十二日發行
大正十四年十月十日訂正五版印刷
大正十四年十月十五日訂正五版發行

禁秘抄講義

定價金貳圓

著者 關根正直

發行者 林平次郎
東京市日本橋區數寄屋町九番地

印刷者 高橋赤次郎
東京市京橋區新港町五丁目一番地



發行所 東京市日本橋區數寄屋町九番地
六合館
振替東京二三七一番

終

